

北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る

第2回検討委員会

議事次第

日時:令和3年11月9日(火)18:00~19:30

場所:北とぴあ 第一研修室

Zoom:

1. 開会

2. 議題

- (1)前回の振り返り(資料1)
- (2)ヒアリング会の報告(資料2)
- (3)避難行動要支援者と避難支援等関係者の範囲(2.③)(資料3)
- (4)避難行動要支援者名簿と個別避難計画の考え方(2.④、⑤)(資料3)
- (5)避難支援等関係者の役割の考え方(2.⑦)(資料3)
- (6)支援計画たたき案の確認(資料4)

3. その他

4. 閉会(挨拶)

【配付資料】

資料1:第1回検討委員会議事録

資料2:ヒアリング会における現状と課題の整理

資料3:「個別避難計画」の作成を中心とする今後の在り方についてイメージ(案)

資料4:東京都北区大規模水害避難行動支援計画(骨子案)

資料5:今後のスケジュール(案)

資料6:意見照会様式

東京都北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る 第 1 回検討委員会 要旨

■日 時：令和 3 年 8 月 24 日（火）18:00～19:30

■場 所：北とびあ 901 会議室

■出席者：

区分	No.	氏名	出欠	所属・役職	備考
経験者 学識	1	加藤 孝明	対面参加	東京大学生産技術研究所教授	
	2	早坂 聡久	対面参加	東洋大学ライフデザイン学部准教授	
	3	浅野 幸子	対面参加	減災と男女共同参画研修推進センター代表 早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員	
庁外関係者	4	石倉 健一	対面参加	北区町会自治会連合会 (堀船町会自治会連合会会長)	地域 (支援等関係者)
	5	田中 義正	Web	北区民生委員児童委員協議会会長	地域 (支援等関係者)
	6	堀 雅洋	Web	地域包括支援センター (みずべの宛高齢者あんしんセンター)	高齢者 (支援等関係者)
	7	大場 栄作	Web	北区ケアマネジャーの会 (地域ケアセンターわかば 所長)	高齢者 (支援等関係者)
	8	井上 良子	Web	NPO 法人ピアネット北理事長	障害者 (支援等関係者)
	9	中村 猛 (代理：吉田)	Web	NPO 法人北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	障害者 (支援等関係者)
	10	安楽 順子	Web	北区訪問看護ステーション連絡協議会副会長 (医師会訪問看護ステーション)	保健医療 (支援等関係者)
行政	11	小宮山 庄一	対面参加	危機管理室長	防災
	12	飯窪 英一	対面参加	健康福祉部健康福祉課長	避難行動要支援者
	13	岩田 直子	対面参加	健康福祉部高齢福祉課長	高齢者
	14	田名邊 要策	対面参加	健康福祉部障害福祉課長	障害者

事務局：北区危機管理室 防災・危機管理課

■配布資料：

- ・ 次第
- ・ 座席表
- ・ 資料 1：検討委員会委員名簿
- ・ 資料 2：検討委員会設置要綱
- ・ 資料 3：国等の動向・支援計画の策定方針
- ・ 資料 4：検討委員会スケジュール
- ・ 資料 5：北区の現状と課題
- ・ 資料 6：区民意識調査の実施方針
- ・ 資料 7：要配慮者利用施設の避難確保計画作成における課題
- ・ 参考資料 1：北区子ども・子育て支援計画 2020（抜粋）
- ・ 参考資料 2：地域包括ケア推進計画アンケート（抜粋）
- ・ 東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針 解説章（令和 2 年 3 月）
- ・ 北区ニュース 水害特集号（7/20 令和 2 年（2020 年））

■内 容：

1. 開会

- ・ 事務局より、開会挨拶、委員委嘱・紹介、委員会設置要綱の説明を行った。また、委員長の推薦については、全員一致で承認となった。
- ・ 委員長より挨拶を行った。また、副委員長の推薦について、全員一致で承認となった。
- ・ 副委員長より、挨拶を行った。
- ・ 事務局からの次の「会議の公開」の提案について承認された。
 - ①検討委員会の発言については録音し、発言内容を会議録としてまとめる。
 - ②会議録の公開は、要点をまとめた要旨の形式で区のホームページにて公開する。
 - ③検討委員会の会議は、審議内容に個人が特定できるような情報が含まれるため、非公開で傍聴者は参加しない形式とする。

2. 議題

(1) 国等の動向・支援計画の策定方針・目次構成案（資料3）

- ・ 事務局より、国等の動向・支援計画の策定方針・目次構成案について説明を行った。

<質疑・意見等>

- 委 員：専門部会やヒアリング会の際に、ケアマネジャーだけでなく、実際に要支援者と関わりのある訪問介護職員や通所系サービス職員の皆様も含めて、検討を行うことが効果的と考える。
- 委 員 長：同意である。また、資料3の計画目次構成案は現段階のサンプルであるため、検討を通して変更となる可能性があることに留意が必要である。

(2) 委員会スケジュールと協議内容（資料4）

- ・ 事務局より、委員会スケジュールと協議内容について説明を行った。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

(3) 北区の現状と課題（資料5）

- ・ 事務局より、北区の現状と課題について説明を行った。

<質疑・意見等>

①北区避難行動要支援者名簿について

委 員 長：名簿は作成されているが、活用について検討の余地があると感じた。

副委員長：区の避難行動要支援者名簿は、自力では避難が難しい在宅の住民を登録していることで正しいか。

委 員：資料5の1頁に記載のある要件を満たす住民を登録している。よって、現状では、施設に入所している住民も含まれている。

副委員長：国の指針では、基本的には在宅の住民を登録することになっている。支援計画では、施設に入所の住民が避難確保計画の対象、在宅の住民を個別避難計画の対象とする検討方針とする理解でよいか。

事 務 局：その通りである。

委 員 長：名簿登録者の内訳は、北区で整理できるか。

委 員：年に一回、機械的に整理している。名簿登録者の住所と入所施設の住所を比較すれば、重複状況は把握できる可能性がある。

委 員 長：ケアマネジャーは、名簿登録者の施設への入所状況は、把握しているか。

委 員：把握していると理解しているが、ケアマネジャーと区とで、情報を突合していない状況である。

②北区避難行動要支援者名簿に基づく「個別避難計画」について

委員 長：現状の計画は地震に特化したものであるため、水害に対応させる必要がある。また、計画作成は開始されているが、現段階で見えてきている課題にも対応する必要がある。

委員 長：高齢者あんしんセンターとは、どのような施設であるか。

委員：介護保険法による、地域包括支援センターのことである。

③避難確保計画について

副委員長：資料5の2頁に記載のある〈北区が対象としている施設〉における「等」は、どのような施設を指しているか。

事務局：概ね記載内容で網羅しているが、等に該当するような施設は確認する。

副委員長：高齢者の通所介護事業所、デイサービスセンターは含まれているか。

事務局：「老人福祉施設」に含まれている。

委員 長：サービス付き高齢者住宅も、含まれているか。

事務局：サービス付き高齢者住宅も対象だが、浸水想定範囲内に立地していないと理解している。立地場所を確認次第、対象として追加する。

※現在、浸水想定区域内の位置する施設は3施設である。

④福祉避難所等要配慮者施設について

委員 長：北区では、福祉避難所は指定されているのか。

事務局：指定しているが、数が足りていない状況である。

(4) 区民意識調査の実施方針（資料6）

- 事務局より、区民意識調査の実施方針について説明を行った。

<質疑・意見等>

- 特になし。

(5) 施設等入所者の避難の在り方（資料7）

- 事務局より、施設等入所者の避難の在り方について説明を行った。

<質疑・意見等>

- 特になし。

3. その他

- その他、委員長、副委員長、各委員からの意見等は以下の通りである。

委員：自治会では、マイ・タイムラインを活用して高台避難について検討しているが、要配慮者の避難は極めて難しい課題であると感じている。

委員 長：そのような現場での課題を把握することが重要である。ヒアリングやアンケートでは、広く調査を行うのではなく、このような現場での声を調査することで、参考となるデータが得られると考える。

委員：避難行動要支援者名簿を区より頂いているが、活用できていない状況である。名簿登録者が住んでいる場所を確認し、周囲の協力者を増やしていくことが重要であると考えている。

委員 長：北区では、民生委員一人あたり、対応が必要な人数はどの程度か。

委員：地域により、ばらつきがある。集合住宅が多い地域では、対応人数が多く、戸建てが多い地域では対応人数が少ない。数十人単位であると想定される。なお民生委員の数は、約300人程度であり、欠員は20人程度。

- 委員：法人内でも BCP と絡めて防災計画を検討している。しかし、作成した計画をどのように使ったらよいか、具体的な 5W1Hが見えてこない状況である。個別避難計画や避難行動要支援者名簿についても、検討が必要だと考える。
- 委員：避難行動要支援者名簿について、早い時期からどこまでを対象とするか議論を行いたい。要介護 1、2の方でも、支援が必要な方もいると考えている。地域の防災対策の一環で、東京消防庁および王子消防署と合同で、要介護 1、2の方を対象に訪問し、話を聞いている。その際、仕組みが必要だと感じている方が多数いらっしゃる。各支援者の方と議論を進めていきたい。
- 委員：アンケートにご協力いただく障害者のご家族が高齢化している可能性があるため、回答が難しい可能性がある。生活介護の職員や生活相談事業所などに協力いただきながら、アンケートの充実を図る必要があると考える。また、資料 6 の 2 頁に記載がある、「相談支援専門員職能団体（専門員）」とは何を指すか。
- 事務局：障害福祉に関わっている団体等、広義の意味で記載した。単語が適切でなかった場合、訂正する。
- 委員：避難確保計画の作成対象施設は、グループホーム等も含めてすべての障害者施設という理解でよいか。
- 事務局：計画作成対象の施設はそのとおりであるが、水害が想定される際、通所施設は休業する機会が多いことなどを考慮すると、グループホームなどの入居施設が主な対象になると考える。以上の内容も踏まえた調査を実施し、効果的な取り組みを検討していきたい。
- 委員：法人内に、BCP 検討会を立ち上げ、計画の検討を進めている。しかし、今回の支援計画との連携が必要であると感じた。また、配慮が必要な方について、漏れが無いようにする必要があると感じた。
主な利用者は精神障害者であり、そういった人は動くことができるが判断ができない。そのような対象者も含めて検討していただきたい。
- 委員：訪問看護ステーションでは、区の障害福祉課から人工呼吸器を付けている方を対象に、毎年講習を行っているが、今回の取り組みとリンクしているのか。
- 事務局：人工呼吸器を付けている方も、本支援計画の対象となる。荒川水害に関しては検討が十分ではないと聞いているため、今回の取り組みの中で改善の必要性を考えたい。
- 委員：資料 6 の 2 頁に記載がある「支援者」について、訪問看護ステーションを入れていただくことは可能か。
- 事務局：もちろん、入っていただきたい。
- 副委員長：参考資料に記載されているが、女性の労働状況や、女性と男性の傾向の違いなども考慮して検討を進められると良いと考える。男女の避難判断基準の違いとして、男性はニュースを参考とするが、女性は近隣住民との会話を参考とした一例がある。また、高齢者は近所との関係が比較的多いが、障害者は比較的小さいこともあるため、留意が必要である。
- 委員長：社会的孤立者は、支援の手が届きにくい。自治会ではどう把握・対応しているか。
- 委員：避難行動要支援者名簿を区より頂いているが、あくまで震災時の対応としてとなっている。一方で、支援者として、町会、消防団、民生委員等が挙げられているが、重複している人もいるため、より少ない人数での対応が求められる。さらに、震災だけでなく水害を考慮すると、より複雑な検討が必要である。それを踏まえてマイ・タイムライン等の検討も進める必要がある。
- 委員長：支援者側は、マイ・タイムラインに支援行動についても整理する必要がある。また、要配慮者は、固定の支援者が必要である方、固定の支援者がいなくても支援が受けられる方がいる。それを踏まえて、対策を検討する必要がある。できること、できないことを把握し、課題を整理するだけでも、大きな成果になると考える。
- 副委員長：特に資料 5 にて、北区の現状と課題を共有できたことは良かった。今後、支援計画をどう使えるものにするか、併せて考える必要がある。住民が実際に支援計画を活用すること、その

ための意識づけをどう行うかが重要である。

委員長：やるべきことを整理することは簡単であるが、やるべきことをどう行っていくかを検討することが、難しい課題である。また、アンケート実施前に、ヒアリングで実態を捉えることが重要であると考え。

事務局：庁外関係者委員の皆様、ヒアリング対象者の検討および紹介について、ご協力いただいた。

4. 閉会

- ・ 事務局にて、本日挙げた意見以外にも、メールや電話等で意見を受け付ける。
- ・ 事務局にて、閉会の挨拶を行った。

以上

2 北区避難行動要支援者名簿

現 状

・平成25年の災害対策基本法の改正により、自治体に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務化された。北区では「避難行動要支援者名簿」（平常のもの）を、年に1回避難支援等関係者に提供している。

● 名簿登録の対象者

①区が指定して自動で登録される住民（毎月更新）

・自力では避難が困難な者の要件を定義し、自動的に登録する。

【要件】要介護3～5、身体障害者手帳1・2級及び体幹3級、
愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級
→対象者：9,180人（R3.8.1現在）

②自力では避難が困難で、名簿登録を希望する住民（毎月更新）

・次の要件に該当し、登録希望申請をした者を登録する。

【要件】75歳以上の単身世帯もしくは75歳以上の高齢者のみの
世帯の者、要介護もしくは要支援の認定を受けている者、
身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳
保持者、難病医療費受給者など他の基準に準ずる者
→対象者：1,993人（R3.8.1現在）

● 名簿の種類

・避難支援等関係者への名簿情報の提供に関する同意・不同意
によって、名簿を分けて作成している。

①平常時の名簿：名簿の提供を同意している者だけを掲載
→登録者：5,159人（R3.8.1現在）

②災害時の名簿：名簿の提供を同意、不同意合わせた全員を掲載
→登録者：11,173人（R3.8.1現在）
※災害対策基本法の規程により、災害発生時若しくは、災害発
生のおそれがある場合のみ避難支援等関係者に提供できる。

● 名簿の提供先となる避難支援等関係者

・避難支援等関係者：警察署、消防署、自主防災組織（町会・自治会＝希望する組織のみ）、民生・児童委員、高齢者あんしんセンター

● ヒアリングからわかった現状

【A:堀船地区へのヒアリング】

- ・要支援者名簿（平常時）は消防署には提供されているが、消防団には提供されていない。消防団には、災害時にも降りてこない。
- ・避難の呼びかけが始まった時点で災害時名簿を渡されても活用は難しい。（最低でも活用の2日前に手渡してほしいとの意見あり）
- ・災害時名簿と平常時名簿の違いがわかりづらい。
- ・避難行動要支援者名簿の活用について、東日本大震災をきっかけに取り組みを進めてきた。区からは、震災時の安否確認に利用してほしいとの説明を受けていたが、水害時の活用についてはこれまで区から特設説明がなかった。ただし、台風第19号時には声掛け等に活用した。
- ・マイ・タイムライン講習会を繰り返し、自らの状況を自覚してもらうことで、本当に支援が必要な方を絞り込むとともに、その方が自ら他者に支援を求める姿勢を促すことが有効であると考えている。
- ・自身が担当している要支援者（20～30人）の住所および同居状況を、名簿から地図に落として把握するようにしている。
- ・要支援者名簿（平常時）には、特に支援の必要のない方もそれなりに登録があると感じる。その一方で、避難行動をとることが難しい方が名簿（平常時）に登録がないこともきになる。
- ・支援が必要な要支援者は、全員何かしらの施設とのかかわりがあるのではないかと考えている。

【B:北区ケアマネジャーの会へのヒアリング】

・ケアマネジャーには、避難行動要支援者名簿は提供されていない。要支援者側から区の通知を見せられることはある。

【C:相談支援専門員へのヒアリング】

- ・要支援者および介護者となる家族が両者とも高齢のような場合が多く、支援が必要と考える。
- ・名簿登録者からは「名簿に登録したのに台風19号の際など誰からも声をかけられなかった。登録の意味がないのでは」との声もある。

【D:行政関係部署職員へのヒアリング】

- ・人工呼吸器利用者だけでなく、医療的ケアが必要な人の全体像を今後さらにきちんと把握する必要があると考えている。
- ・介護度が進んでいても、認定申請を行っていない方など、名簿に載っていない方も、自力避難が困難な人がそれなりにいると考える。そのような方には行政からの情報が届きにくい外国人等も少なからずいると考えられる。
- ・自動的に名簿登録される住民以外で、名簿登録を希望する方には単身・高齢者世帯の方が多くという認識である。
- ・平時の名簿の提供を希望していない自主防災組織等へのアプローチ方法は引き続き続けていく必要がある。そのために自主防災組織等の役割を明確にすることが重要である。
- ・在宅で動けない方の把握については、新型コロナウイルス感染症ワクチンの訪問接種等のデータが活用できるのではないかと。
- ・要介護認定者でサービスを受けていない方も少なからずいる。

問題・課題

● ヒアリング前に想定していた問題・課題

- ・避難支援等関係者が、いざという際になって提供された災害時の名簿をきちんと活用できるかといった懸念がある。また、その名簿の具体的な提供方法が決まっていない。
- ・実態として自力での避難が難しい状態にあるにも関わらず名簿の登録から漏れてしまっている方が存在する可能性がある。また、逆のケースの可能性もある。
- ・区からの避難行動要支援者名簿の活用についての説明が十分でないことから、約半数の自主防災組織が平時の名簿の提供を希望していない。
- ・要支援者の方で、名簿提供への同意がなかなか得られない方がいる。
- ・避難支援等関係者同士が協議する場がなく、名簿登録者を複数の避難支援等関係者で連携して支援する仕組みができていない。

● ヒアリングからわかった問題・課題

- ・平常時の要支援者名簿についての提供範囲を広げるとともに、災害時の名簿の提供の取扱いについて検討が必要
- ・平常時及び災害時の要支援者名簿の違いや活用方法（大規模水害時、震災時）を明確にし、支援関係者に周知することが必要
- ・要介護認定等に当てはまらない人の中から自力避難が困難な方を抽出することが必要（各種認定・手帳の申請を行っていない方、64歳以下の方、要介護認定が低い方など）
- ・医療的ケアが必要な人について、状況をきちんと把握することが必要（人工呼吸器や酸素ボンベ使用者など）
- ・要支援者の家族等の高齢化状況について、名簿反映への検討が必要。
- ・大けがなどの一時的に要支援者になりうる人についての検討が必要
- ・平時の名簿の提供を希望していない自主防災組織等への理解を得るために、役割分担の明確化が必要
- ・要支援者名簿作成の手引における水害に関する内容の検討が必要

支援計画への反映

・関連する支援計画の主な項目は下記と想定される。「2 避難行動要支援者名簿の作成と活用」他

3 北区避難行動要支援者名簿に基づく「個別避難計画」

現 状

- ・避難行動要支援者名簿に登録されている要支援者のさらなる避難支援の充実のため、北区では、平成30年度から、高齢者（要介護3～5）を対象に、各要支援者に対応した「個別避難計画」の作成に着手した。
- ・国では、先行して「個別避難計画」の作成に取り組んできた自治体における成果の検証等を経て、令和3年に災害対策基本法を改正し、自治体に対し、「個別避難計画」の作成を自治体の努力義務とした。

● 個別避難計画の作成者

- ・高齢者の総合相談支援・個別課題解決機能・ネットワーク構築等といった、高齢者あんしんセンターの機能を活用することとして、高齢者あんしんセンターに作成委託を行っている。

● 個別避難計画の支援対象者

- ・名簿登録者のうち、要介護3～5の登録者に対して実施した。
→委託数：1,931件（R3.1.1現在）
（内訳）
個別避難計画着手件数：1,760件、未着手：171件
個別避難計画作成件数：964件
返却：796件（死亡、施設入所、作成拒否、転居など）

● 個別避難計画の避難支援実施者

- ・個別避難計画に避難支援実施者は記載していない。

● 個別避難計画の配布先

- ・平常時は区が保管し、災害時に避難支援等関係者に対し配付することとなっている。

● ヒアリングからわかった現状

【A:堀船地区へのヒアリング】

- ・家族と同居している方は、家族内で相談して個別避難計画やマイ・タイムラインの作成が可能であると考える。
- ・町会・自治会などの支援が期待されている側で避難先までの移動手段が確保できないため、実際の支援が困難は考えており、気になる方に声掛けぐらしか対応できないとも考えている。
- ・平時から、町会・自治会、民生児童委員、福祉サービス関係者など地域の横の連携をとる場があればいいと感じる。

【B:北区ケアマネジャーの会へのヒアリング】

- ・行政支援（移動支援や福祉避難所についてなど）としてどのようなものがあるかわからないため、具体的な計画が立てられない。また、行政支援に関する情報発信が少ないと感じている（機能している制度はどのようなものがあるか）。避難先にどのような準備があるかわからない（酸素ボンベ、おむつ、介護食等の物資があるか等）ので、災害が迫っても自宅から避難しない方が多いと感じている。
- ・現状、ケアマネジャーは個別避難計画を確認することができない。
- ・人工呼吸器や酸素ボンベを使用している方は、電源確保の面から特別な支援が必要だと感じる。

【C:相談支援専門員へのヒアリング】

- ・人工呼吸器使用者の災害時時個別支援計画を検討した際は、要支援者の自宅で、訪問看護師を窓口に、ケースワーカー、保健師、人工呼吸器レンタル会社、ベッドメーカー、特別支援学校などが集まって検討を行った。
- ・障害区分「精神」の方については、福祉サービスを利用していない方も少なからずいて、支援を誰が担当か検討が必要。
- ・人工呼吸器の電源が必要な方は、避難先に機材を持っていくことが困難であるため、大半の方が自宅待機の方がよいと考えていると感じる。
- ・障害のある児童などは、通常の避難場所に避難したら人の多さなどでパニックになると考える。
- ・避難先や避難支援の方策は一つだけでなく複数設定することが必要と考える。
- ・事業所や地域における個別避難計画について認識度合いが低いと感じる。必要性等について周知するところから始めなければならない。そうでないと地域と協力して作成を進めることは難しいと感じる。

【D:行政関係部署職員へのヒアリング】

- ・人工呼吸器使用者については、災害時用の個別の計画を作成している。ただし、充電設備の問題により自宅からの避難を拒む方が多いと考える。
- ・民生委員については、ご自身の年齢の問題であったり、また、ひとりあたり10～50件近く担当していることから、災害時の役割に限られることもあると考える。
- ・短期間で一斉に個別支援計画の作成を進めることは難しい。何かしら区民の方に理解いただけるような優先順位付けが必要。
- ・要介護認定者の個別計画については、ケアマネジャーが作成者としては最適であると考え（毎月モニタリングを行っているため）。
- ・高齢者あんしんセンターについては、個別計画作成の支援者及び災害時に実際に助けに行く支援者としては考えにくい。
- ・障害系の通所施設の利用者に関して、トリアージ表を作成し、避難支援が必要な方を抽出し、具体的な避難先を指定している。

問題・課題

● ヒアリング前に想定していた問題・課題

- ・個別避難計画作成対象者の根拠となる避難行動要支援者名簿の整理が必要（「避難行動要支援者名簿の問題・課題」参照）。
- ・現在作成している個別避難計画は、震災を想定しているため、水害時にも対応できる内容とするための見直しが必要。
- ・避難支援実施者を確保していく必要がある。
- ・個別避難計画作成に係る組織体制の整備が必要。
- ・要支援者に見合う避難場所（福祉避難所等）が確保できていない。
- ・避難場所への移動手段・方法（福祉避難所への直接避難）の検討が必要。

● ヒアリングからわかった問題・課題

- ・要支援者、事業所、地域などへ個別避難計画の必要性の理解促進を図ることが必要
- ・町会、自治会、民生委員、福祉専門職、ボランティア、区等、計画作成支援者および避難支援実施者の協議・情報共有・役割分担検討の場を設けることが必要
- ・各種認定・手帳もっているが、サービスを利用していない方の支援方法や支援関係者の担当の検討が必要
- ・個別避難計画作成に資する区からの支援メニュー（機能しているもの）を明確にし、情報提供することが必要
- ・避難場所における具体的な生活イメージ（生活スペース、トイレ、食事、備蓄品など）を明確にし、情報提供することが必要
- ・避難場所への移動手段・方法の検討が必要
- ・作成済み個別避難計画の平時の公開条件・方法に関する検討が必要
- ・避難所における医療機器の予備電源の確保が必要（特に、浸水範囲内における地下から電源をとっているマンションなど）
- ・個別避難計画作成の優先順位を定めることが必要

6 避難支援等関係者における平時からの備え・取り組み

現 状

●避難支援等関係者に対し、区が期待する役割

区では、今後要支援者の個別避難計画策定の際に、大規模水害時において実効性のある避難支援体制の構築・確認に取り組む一方で、地域にお住いの避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿を配付し、以下のような役割を担っていただくことを期待している。

- ・要支援者の方の生活状況を把握する。
- ・要支援者に登録されている方以外に、地域にお住いの方で自力での避難が難しい方を更に把握する。
- ・要支援者の方が、町会・自治会をはじめ地域にお住いの方との顔の見える関係づくりの構築を働きかける。
- ・要支援者の方と話し合いの場を持ち、いざ大規模水害の発生が懸念される場合に誰が支援してくれるかについて確認する。また、避難の際にどのような持ち物が必要か等について確認する。さらに、要支援者の方が、防災・気象情報を確実に入手するためにどのようにしたらよいかを確認する。
- ・家族や近隣にお住いの方、自主防災組織の役員・民生委員等による支援だけでは、高台にある安全な場所への移動が困難な症状の重い方については、高齢者あんしんセンターにつなぐ等、いざという際の避難手段について準備・検討が進められるようにする。
- ・自主防災組織（町会・自治会）等が行う避難訓練（高台水害対応避難場所まで歩いて移動する等）への要配慮者の方に対する参加の呼びかけを行う。

●ヒアリングからわかった現状

【A:堀船地区へのヒアリング】

- ・地区内の介護が必要な高齢者は把握している。大雨があったときは見に行くようにしている。（マンション居住の方は把握が難しいが、一軒家居住の方は把握しやすい）
- ・地域ボランティアの方は高齢者が多く、長距離の移動支援は難しいが、地域の事に詳しいため、見守り・声掛け・肩をたたいて周るなどは可能だと考える。平時から引きこもりそうな高齢者に対して、お茶会や体操に誘う様な動きが見て取れる。
- ・施設に所属する専門職や車などの設備が、地域の支援に役立つと感じる。しかし、施設利用者も考慮した早めの対応が必要。
- ・平時から、地域の横の連携をとる場があればいいと感じる。共助の部分で、組織的な対応ができていない。
- ・高齢者あんしんセンターとして、ケアプランの作成が必要な方の住所等の基礎的なデータは把握しているが、他地域のケアマネジャーにお願いしていることもあるため、生活実態をすべて把握しているわけではない。
- ・中学校の防災教育などを通して、避難支援に協力するのはどうだろう。また、中学校などは台風が接近すると休校となるため、避難移動支援などの協力が可能ではないかと考える。（ボランティア部等）
- ・マンション居住の方は、水害避難に対する意識が低いと感じる。

【B:北区ケアマネジャーの会へのヒアリング】

- ・自治会やボランティアなどとの役割分担を明確にしないと、支援の抜け漏れが生じると感じる。
- ・要支援者とかかわっている中で、避難する意識がない方、2階へ避難するからよいと考えている方、他人ごとに考えている方が多いと感じている。
- ・避難時の危険箇所など、その地域に住んでいる人でないとわからないこともあるため、避難の実現性を高めるために、地域の声を聞く必要があると感じる。
- ・災害時にケアマネジャーが直接避難支援に行くことは難しいが、ヘルパーに依頼することは可能だと考える（ただし、ヘルパー自身の安全性を考慮し、雨風が強くなる前の依頼となる）。
- ・ケアマネジャーは区内に150人程度いて、一人当たり40人以下の方を担当している。2年前は、ケアマネが担当している方の約2割が要支援者であった。

【C:相談支援専門員へのヒアリング】

- ・特定相談支援事業所は21箇所あり、平常時の支援計画を作る専門員は50人以上いる。事業所にもよるが一人当たり10～50人担当している。うち、医療ケアが必要な児童の事業所は4箇所あり、2～2.5人の看護師で5人の児童を担当している。
- ・民生委員は、地域によって取り組みが異なり、平時に障がいを持っている方の状況確認を行っている方もいると聞いている。
- ・グループホームで近所の小学校で実施する避難訓練などに参加し、地域の方に顔を知ってもらおうようにしている。
- ・グループホームとして、自分の施設利用者の避難完了後に、地域の高齢者に車いすを貸すなど、何か支援ができないかと考えている。

【D:行政関係部署職員へのヒアリング】

- ・町会、自治会、民生委員、高齢者あんしんセンター等の横のつながりを強化したいと考える。
- ・モデル地域などで取り組みを実施することにより、水平展開が期待できる。一方で全地域で一斉に取り組みを実施すると、問題の表面化のみに留まると感じる。
- ・タクシー事業者との災害時協定は結んでいるが、制度については検討中。まずは訓練を実施して具体の運用について検討したいと考えている。

問題・課題

●ヒアリング前に想定していた問題・課題

- ・要支援者に対する働きかけについて、行政等と地域にお住いの避難支援等関係者の役割が明確になっていない。
- ・地域活動に積極的に関与し、避難支援等関係者としての活躍が期待できる人材が不足している。
- ・要支援者にあっては、地域活動等への参加が消極的な方もあり、地域にお住いの避難支援関係者等と顔の見える関係づくりが構築できていない。
- ・区では、マイ・タイムライン作成普及に取り組んでいるところであるが、区が令和2年3月に策定した「大規模水害時の避難行動の基本方針」及び区の避難方針が、避難支援等関係者に対しても十分に理解されていない。

●ヒアリングからわかった問題・課題

- ・町会、自治会、民生委員、福祉専門職、ボランティア、区等、計画作成支援者および避難支援実施者の協議・情報共有・役割分担検討の場を設けることが必要
（他地域のケアマネジャーが担当している要支援者がいることにも留意）
- ・避難支援実施者になりうる方の高齢化や平常時の活動状況等も踏まえて、支援内容やそのパターンを検討することが必要
- ・要支援者の避難に関する意識の醸成が必要
- ・要配慮者利用施設と地域の連携について検討が必要
- ・大規模水害避難に関する防災教育や避難訓練の実施が必要
- ・モデル地域での取り組みの実践が必要

支援計画への反映

- ・関連する支援計画の主な項目は下記と想定される。「5 災害時における避難支援」他

● その他、台風第19号など過去災害時の状況について

【A:堀船地区へのヒアリング】

- ・町内会の防災委員を担っていた際、堀船小学校で避難所の人数把握等の災害対応支援を行った。
- ・台風上陸の前日から、所管する高齢者からの問い合わせ対応を行った。特に、移動手段に関する内容が多かった。
- ・16か所ある高齢者あんしんセンターは休業。
- ・避難所支援の際、避難してきた30歳台の若者や中学生による協力が大きかった。
- ・高台の避難場所へ避難訓練を行った際、避難先近くで「何をしに来たのか」といわれたことがある。避難のハードルを下げるため、浸水想定区域の内側と外側の人で、水害避難に対する意識の違いをなくす必要がある。

【B:北区ケアマネジャーの会へのヒアリング】

(準備段階)

- ・金土で注意喚起・情報共有を実施した。支援者が家族にいない方には、電話連絡をして確認。
- ・独居や高齢世帯の方には、備蓄に関する確認を行った。
- ・赤羽・志茂地区では、高齢で動けない方の家に1軒ずつ回り、避難を促した町会の方がいた。しかし、家にいるという判断をされた方がほとんどであった。
- ・デイサービスやヘルパー等のサービス利用不可に関する調整を2日前に行った。

(当日)

- ・要支援者から、避難所に関する問い合わせが多くあった。
- ・区への相談も行った。
- ・職場に行き、要支援者やその家族に電話及びメールで連絡し、避難を希望されるか聞いたが、避難しないという回答が多かった。特に寝たきりの方は避難所にいけないから家にいるという話であった。

(事後段階)

- ・電話や訪問で本格的に安否確認を行い、情報共有を行った。

(その他)

- ・土日祝日が休業のため、どう動くべきかよく考える機会となった。
- ・自分自身も出かけることができず、誰を避難させるかという計画は当時立てていなかったため、悩んだ。
- ・ケアマネの会でも水害の研修は複数回行っていたが、いざ起こってみると準備不足を感じた。臨機応変に対処していくことがほとんどだった。
- ・避難を想定した際、避難場所への避難誘導後のイメージが沸かないことなどを課題に感じた。
- ・福祉避難所という言葉はわかるが、開設情報など正式に公表されていないため、事前に情報があると調整しやすいと感じた。

【C:相談支援専門員へのヒアリング】

- ・荒川が氾濫しない限り大丈夫だろうということで建物内にいた。施設の外にあったものを飛ばないように対策したくらい。
- ・台風の時は土曜で休みだった。堀船が避難地域になっていて、一人暮らしの方が心配だったため連絡した。
- ・高台にある施設であったため、どのタイミングで福祉避難所になるか、低地部の方は大丈夫であるか心配していた。
- ・ハザードマップで神田川の氾濫を想定して、浸水想定区域内の利用者に電話、避難所と一緒に確認した。利用者は全員無事であった。

○ヒアリング参加者

【A:堀船地区へのヒアリング】

No.	団体名	肩書等
1	堀船町会自治会連合会	会長
2	堀船町会自治会連合会	副会長
3	堀船町会自治会連合会	副会長
4	青少年堀船地区委員会	推進委員会議副議長
5	赤十字奉仕団堀船分団	委員長
6	民生委員・児童委員	豊島・堀船地区会長
7	昭和町・堀船 高齢者あんしんセンター	主任介護支援専門員
8	堀船小学校	P T A会長
9	堀船中学校	P T A会長
10	王子消防団 第1分団	分団長
11	北区社会福祉協議会	地域福祉係係長

【B:北区ケアマネジャーの会へのヒアリング】

No.	所属
1	地域ケアセンターわかば
2	北区医師会訪問看護ステーション
3	ケアネットワーク
4	京北診療所
5	あおぞらケアサポート

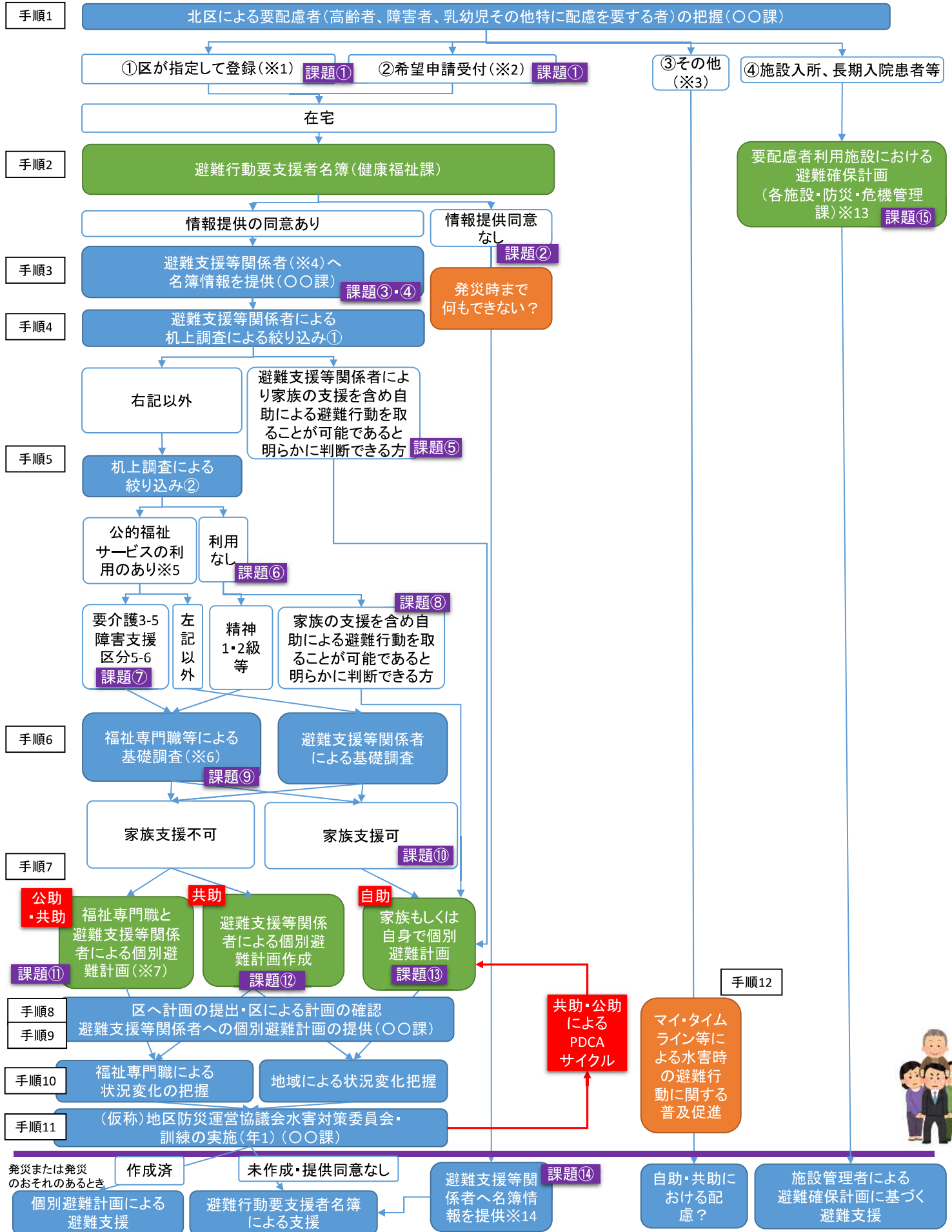
【C:相談支援専門員・訪問看護ステーション】

No.	所属
行政関係者	
1	障害福祉課長
2	障害福祉課 障害福祉係長
相談支援専門員	
3	ピアネット北
4	ピアネット北
5	ピアネット北
6	飛鳥会
7	赤羽西福祉工房
8	つみき
9	あすなる福祉園
10	若葉福祉園
11	重度身体障害者グループホーム やじろべえ
12	北特別支援学校

【D:行政関係部署職員へのヒアリング】

No.	部署名
1	健康福祉課長
2	実務担当者
3	実務担当者
4	障害者福祉センター 実務担当者
5	高齢福祉課長
6	実務担当者
7	障害福祉課長
8	実務担当者
9	地域振興課長
10	実務担当者

個別避難計画の作成・活用フロー



留意事項・課題

手順1

※1 区が指定して自動で登録される住民(毎月更新)

・自力では避難が困難な者の要件を定義し、自動的に登録する。

【要件】要介護3～5、身体障害者手帳1・2級及び体幹3級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級

→対象者: 9,180人(R3.8.1現在)

※2 自力では避難が困難で、名簿登録を希望する住民(毎月更新)

・次の要件に該当し、登録希望申請をした者を登録する。

【要件】75歳以上の単身世帯もしくは75歳以上の高齢者のみの世帯の者、要介護もしくは要支援の認定を受けている者、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳保持者、難病医療費受給者など他の基準に準ずる者

→対象者: 1,993人(R3.8.1現在)

【課題①】 実態として自力での避難が難しい状態にあるにも関わらず名簿の登録から漏れてしまっている方が存在する可能性がある。また、逆のケースの可能性もある。

・1.自動登録の要件外で、自力避難困難者がいるが対象者の何らかの事情で希望をしていない。

・2.自動登録または、希望者の中に自力避難が可能な者(家族等支援がある者を含む)が含まれている。

※3 乳幼児、妊産婦、外国人等

手順2

【課題②】 要支援者の方で、名簿提供への同意がなかなか得られない方がいる。

同意がないため、支援等関係者が平時からの関係性づくりができない。

要件が重く(自力避難が困難な可能性大)方で、公的福祉サービスの支援を受けている方で、福祉専門職との繋がりがあっても、個別避難計画の作成から漏れてしまうことになる。 ※モデル地区等で検証も検討する。

福祉専門職の協力等をえて、避難の必要性、名簿登録、避難計画の重要性等の説明等を行う取組が必要ではないか。

手順3

※4 警察署、消防署、自主防災組織(町会・自治会＝希望する組織のみ)、民生・児童委員、高齢者あんしんセンター

【課題③】 区からの避難行動要支援者名簿の活用についての説明が十分でないこと等から、約半数の自主防災組織が平時の名簿の提供を希望していない。

【課題④】 避難支援等関係者同士が協議する場がなく、名簿登録者を複数の避難支援等関係者で連携して支援する仕組みができていない。

手順4

【課題⑤】 具体的に判断するには、避難支援等関係者同士の話し合い協議の場の設定が必要

手順5

※5 要介護認定、障害支援区分等により提供される各種サービス

＝福祉専門職(ケアマネ等)との繋がりがある ＝平常時から支援が必要な方であり、災害時にも支援が必要と考えられる。

【課題⑥】 公的な支援を活用していない方の中にも、避難の支援が必要な方がいる。

その方への災害時の支援はどうすべきか。(どのぐらい数がいるのかは不明)

また、普段は支援を受けていなくても生活できるが、避難は不安という方もいる。

一方で、ケアマネとの付き合いがある＝保険外サービスの利用がある方なども想定される。

【課題⑦】 ここでは、公助・共助による支援の対象となる可能性のある方を便宜的にしぼっているが、優先すべきセグメントは慎重に検討する必要がある。

【課題⑧】 公的福祉サービスを利用していない方のうち、地域がどの程度フォローできるかは不明瞭である。

モデル地域等で検証するなどして、実態把握を行っていく必要がある。

手順6

※6 福祉専門職による基礎調査(ファーストアタック)の役割分担は以下の通り。

要介護度 3～5	全員	ケアマネージャー
障害支援区分 5～6 or 愛の手帳 1～2級	65歳以上	(高齢者あんしんセンターからの委託等を検討)
	64歳以下	相談支援専門員

【課題⑨】 現状では、福祉専門職へは名簿が公表されていないため、情報共有方法は課題である。

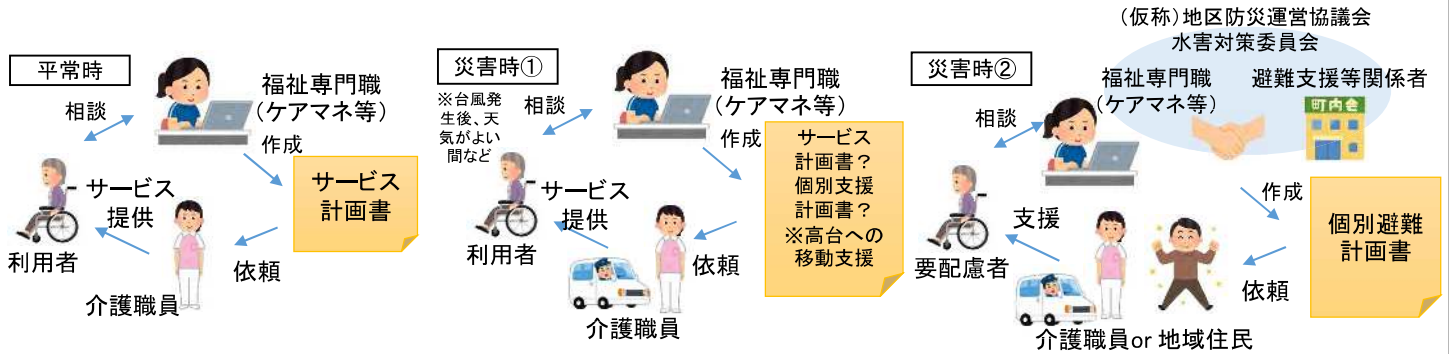
【課題⑩】 手順6で家族支援可の判断ができない場合は、手順7に判断を送る。

また、手順7でも判断が難しい場合は(仮称)地区防災運営協議会水害対策委員会で判断を行う場合もある。

手順7

※7 【課題⑪】

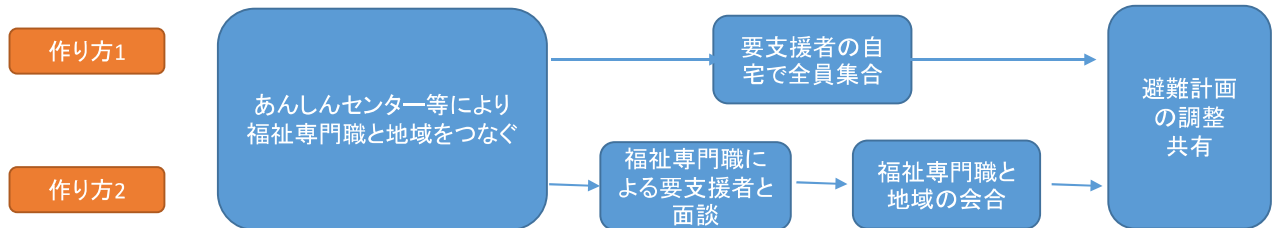
福祉専門職と地域は、平常時から繋がりが無いことから、どのようにして協働で個別避難計画を作成していくかは、検討が必要である。
(地域との連携方策、移動方法の確保方策、避難先における生活環境の確保方策、福祉専門職、地域における研修や勉強会等を含む)



役割分担は、平常時のサービス提供と同じ管轄所管が対応する。福祉専門職への作成費用は公負担を前提とする。

特別な医療的ケアが必要な対象者	65歳以上	訪問看護師、高齢者あんしんセンター、高齢福祉課職員
	64歳以下	訪問看護師、相談支援専門員、障害福祉課職員
特別な医療的ケアが不要な対象者	高齢者	高齢者あんしんセンター、高齢福祉課職員or健康福祉課職員
	障害者	相談支援専門員、障害福祉課職員 (精神は保健師・・・) (身体・知的は相談支援専門員、生活介護施設・・・)

福祉専門職と地域が連携して個別避難計画を作成する方法としては以下の2つのパターンが考えられる。



※移動手段の確保

以下のような状況に応じて、支援方法、確保方策を検討する必要がある。

- ・特別な手段(福祉タクシー等)、車両が必要、車椅子等が必要、付き添いが必要、自力での歩行が可能など

※支援者の役割と支援内容の検討

支援者は、専門職員(ケアマネージャー、介護職員、施設職員)や地域住民(あんしんセンター職員、町会役員)等様々な立場の方々が想定されるが、立場によってできること(声かけのみ、避難支援が可能とか)が異なるため、要配慮者の状況等に応じて、誰が、どのような支援を行っていくか、そのマッチングを検討していく必要がある。

※避難先の確保

避難者数に対し福祉避難所等の受け入れ可能数が不足している状況から調整を図る必要がある

【課題⑫】 共助による個別避難計画の作成は、実態としてなかなか進まない可能性が高い。

(仮称)地区防災運営協議会水害対策委員会を母体とした連携の中で作成することが想定されるが、マンパワーの問題等で現実としてどのくらい作成が不明確である。確実に作成できる計画の数等を検証するなどが必要である。また、あらたな担い手等、さらなる支援の和を広げる等の検討も必要である。なお、明石市の事例では、自治町会が主体となって作成する計画1件につき3,000円が自治町会へ支払われる。訓練は1回2万円。

【課題⑬】 家族の支援が可能な方でも、状況によっては、家族の支援が受けられなくなることも想定されることから、その場合のフェイルセーフ(最も優先すべき手段での対応が困難な場合に備えた予備手段)を検討しておく必要がある。

<発災または発災のおそれのあるとき>

【課題⑭】 避難支援等関係者が、いざという際になって提供された災害時の名簿をきちんと活用できるかといった懸念がある。

また、その名簿の具体的な提供方法が決まっていない。
災害が発生してから、支援関係者全員(数百人)に配付するには物理的に無理がある。

<その他>

【課題⑮】 グループホームの入居者の方は、在宅の方と近い環境にあるが、施設が作成する避難確保計画での避難支援の対象となることから、個別避難計画作成の対象外とするかを検討する。

役割分担表

		北区(行政職員)							福祉専門職		支援サービス提供者			避難支援等関係者				要支援者	
		防災・危機管理課	健康福祉課	高齢福祉課	介護保険課	障害福祉課	障害者福祉センター	地域振興課(地域振興室)	【ケアマネージャー】 居宅介護支援事業所	相談支援事業所 【相談支援専門員】	介護サービス提供事業者	通所介護事業所	障害福祉サービス提供事業所	高齢者あんしんセンター	町会・自治会	民生・児童委員	警察署、消防署	要支援者本人	家族
1	要配慮者の把握			○	○	○	○												
		<繋がりはあるが名簿作成にあたっての関与なし>																	
2	避難行動要支援者名簿の周知	○	○	○	○	○	○	○							○				
	避難行動要支援者名簿登録申請受付・名簿作成		◎																申請
3	避難支援等関係者へ名簿情報を提供	○	◎											○	○	○	○		
4	机上調査による絞り込み①	○	◎											○	○	○			
5	机上調査による絞り込み②		◎											◎	◎	◎			
6	福祉専門職による基礎調査								◎	◎				◎	◎	◎		調査	調査
7	福祉専門職と避難支援等関係者による個別避難計画(※7)			支援	支援			※	◎	◎				◎	◎	◎		相談	相談
	避難支援等関係者による個別避難計画作成							※						◎	◎			相談	相談
	家族もしくは自身で個別避難計画													○	○	○			◎
8	区へ計画の提出		受領											受領					
	区による計画の確認	確認	確認																
9	避難支援等関係者への個別避難計画の提供	○	◎											○	○	○			
10	状況変化の把握								◎	◎				◎	◎	◎		○	○
11	(仮称)地区防災運営協議会水害対策委員会・訓練の実施(年1)	<庁内における委員会運営担当は要検討>							◎	◎				◎	◎	◎		○	○
12	マイ・タイムライン等による水害時の避難行動に関する普及促進	○																	

「個別避難計画」の作成を中心とする今後の在り方について イメージ（案）

1. 避難行動支援者としての役割が期待できる方からのヒアリングで分かってきた課題（主なもの）と基本的な対処方針

(1) 避難行動要支援者名簿から、公助・共助による避難行動支援が必要な方を絞り込む手続きが必要

<今後の検討の進め方>

- ・ご自身若しくは家族等の支援による避難行動が可能な方は、自助による避難行動をお願いする形での仕組みづくりを行う。
- ・平常時の避難行動要支援者名簿への掲載者・非掲載者（＝災害時の避難行動要支援者名簿のみに登録されている方）に分けて、公助・共助による移動支援を必要とするおおよその人数について目安を立てる。
→特定地区を抽出してカウントを行う。

(2) 公助・共助による移動支援が必要となる方の個別避難計画作成にあたり、検討が必要な事項

<個別避難計画に記載する必要がある事項>

- ・誰が避難行動支援者になるか（必要に応じて時系列・場面ごとの分担についても記載）
- ・移動手段はどうするか
- ・避難先はどこになるか

<その他検討すべき事項>

- ・一度に多くの方の個別避難計画を作成することは困難なので、個別避難計画作成の優先度を検討する必要がある。
- ・「フェイルセーフ（最も優先すべき手段での対応が困難な場合に備えた予備手段）を確保できるとよい」との意見もある。

<今後の検討の進め方>

①誰が避難行動支援者になるかについて

- ・要支援者のセグメント（類型）ごとに、支援者（必要に応じて時系列ごとの）とその役割分担を位置付ける。
- ・ただし、支援者に位置づけられた方が、責任を背負い込んでしまうことのないよう配慮が必要。
（例・案）人工呼吸器利用者については、医療関係者が支援に加わる。
雨が降り出す前の段階で高台への避難行動をとることができる場合、車椅子での移動が可能な方については、町会・自治会に対応する等

②移動手段の確保について

- ・区の緊急時における、バス・タクシー業者との協定に基づく車両運用の方針を定める。
- ・その他利用可能な車両の調達について、アイデアを募集する。

③避難先の確保について

- ・特別な配慮が必要な方は、移動に際し困難を伴うことから、避難先を決めておく取り扱いとする。
- ・公助・共助による移動支援が必要な方の人数をある程度想定するための調査を行う。

④個別避難計画の作成の優先度について

- ・①人工呼吸器使用の有無 ②居住地の浸水継続時間や家屋倒壊危険区域に含まれるか等 ③障害支援・介護の必要度などを指標にして、区関係部署による会議にて決定する。

(3) 避難行動支援者としての役割が期待できる方の役割分担等の検討が必要

<検討すべき事項>

- ・避難行動要支援者のセグメント（類型）ごとに、どういった避難行動支援者が手を差し伸べるか、役割分担を検討する必要がある。
- ・役割分担を決定するための協議の場を設ける必要がある。

<今後の検討の進め方>

①避難行動支援者の役割分担について（必要に応じて時系列で整理）

- ・（2）①「誰が避難行動支援者になるかについて」と同様
（例・案）民生委員・児童委員は、要支援者名簿登録希望者のうち公助・共助の支援の必要がない方に対し声掛けを行う。
消防団は、家族等の支援だけでは住居から車両に移動させることができない方の支援にあたる。 など

②役割分担等の協議の場となる「（仮称）地区防災運営協議会水害対策委員会」の定期的な開催について

- ・新規に公助・共助による避難行動支援が必要になった方について、誰が避難行動支援者となるかの確認や、平常時の要支援者名簿をもとに、住民の中で新たに公助・共助による避難行動支援が必要になった方の状況について、情報共有を行う場とする。
- ・まずは区の主導により、モデル地区を設けて運用を開始し、そこから全区的な展開を検討したい。

(4) 具体的な避難行動を支援できる担い手の確保が必要

<今後の検討の進め方>

① 避難行動支援を行うタイミングについての意識の確認・共有

(例・案)

- ・雨が降り出すまで
- ・公共交通機関の計画運休が開始されるまで
- ・暴風雨圏に入るまで
- ・(避難経路となる可能性がある)土砂災害警戒区域において土砂災害警戒情報が発表されるまで
- ・荒川の水位が避難判断水位に達したときまで
- ・荒川の水位が氾濫危険水位に達したときまで

② 避難行動を支援する担い手の候補者

- ・福祉事業者関係者に期待できる役割等の確認。
 - ・車両などの移動手段の提供があれば避難行動支援ができる方もいるため、どのように避難支援に参画してもらうか。
(例・案) 民間救急事業者、福祉タクシー事業者、さまざまな区内活動ボランティア団体、
(令和元年台風19号の際に避難場所で活躍した)中学生(ボランティア部)、民間企業、個人ボランティア事前登録制度の創出 など
- ※実際、支援者に位置づけるか等については、期待できる役割等の面から慎重に検討を行ったうえで判断する。

2. その他取り組むべき方策(案)(個別避難計画にかかわらずヒアリング等であがった意見を掲載)

- ① 避難行動要支援者等と同居する家族の方や、平時における避難行動要支援者名簿への登録を希望する方を対象とする、マイ・タイムライン作成講座の実施。(他者に助けてもらうことの重要性を理解してもらうため)
- ② 避難先での避難生活体験訓練の実施。
- ③ その他さまざまな意識啓発の実施。(低地部における浸水深表示箇所の増設、北区ニュース等による周知の継続)
- ④ 避難場所の拡充。
 - ・高台にある町会・自治会館・集会施設
 - ・高台にある都営住宅やUR住宅の共用部分の活用だけでも意味があるのではないか
 - ・低地部でも浸水継続時間(=水位が50センチまで下がるまでの期間)が短いエリアにある施設では上階を避難場所として活用できないか など
- ⑤ 乳幼児・児童については、通常保護者が存在するので、原則として個別避難計画作成の対象としなくてよいと思う。ただし、孤立の可能性が高い児童については、児童相談所や子ども家庭支援センターで連絡をとって避難行動の実施を確認するとよいのではないか。
- ⑥ 区の避難情報発令のタイミングについては見直しの必要があるのではないか。現在は、荒川の水位が避難判断水位に達した際に、高齢者等避難(レベル3)を発令する取り扱いとなっているが、雨が降り始める前であっても広域避難の必要が生じた段階で、区民に分かりやすい形をとるべき行動を示す方策の検討が必要ではないか。
- ⑦ 令和元年度に区が策定した「北区大規模水害を想定した避難行動の基本方針」にも位置付けられている「高台へ移動する時間的な余裕がない場合の垂直避難先」についても個別避難計画に記載した方が、いざという際に適切な行動をとることができるのではないか。ただし、その際の避難行動支援者を位置付けるのは困難と思われる。また、程度が重い方の個別避難計画の作成については、聞き取り状況により高台避難が困難な場合は在宅避難を計画に記載することについても検討する。

3. ヒアリングの中で、なかなか解決が難しい課題としてあがったもの(主なもの)

- ① 平時における避難行動要支援者名簿に登録の無い方については、地域で手を差し伸べようがない。ただし、福祉サービスとは繋がっている方もいる。
- ② 特に精神障害の方については、福祉サービスと繋がっていない方もいて、支援が困難である。(区のケースワーカーが対応か?)
- ③ 身体的には介護要件に該当し、自力での避難行動が困難であるにも関わらず、申請を行っていないため、支援の対象と認識されていない方がいる。
- ④ 一時的にケガをして避難ができない方への対応への対応も必要ではないか。
- ⑤ 情報を入手しにくい外国人の方等への対応も必要ではないか。

東京都北区 大規模水害避難行動支援計画 (骨子案)



令和●年●月

北 区

第2回検討委員会において支援計画の作成イメージを共有することを目的に、
構成案・記載内容案を例示したものです。
具体的な記載内容は、今後の検討内容を反映し、修正を行っていきます。

目次

1. はじめに	1
1.1. 計画の目的.....	1
1.2. 計画の位置づけ.....	2
1.3. 北区の基本的な避難行動の在り方.....	3
1.4. 対象者の範囲.....	6
(1) 避難行動要支援者の範囲.....	6
(2) 避難支援等関係者の範囲.....	7
(3) 避難支援者の範囲.....	7
2. 避難行動要支援者名簿の作成と活用	8
2.1. 避難行動要支援者名簿の作成.....	8
(1) 名簿の種類.....	9
(2) 名簿の登録要件.....	9
(3) 名簿の記載事項.....	10
(4) 名簿の更新.....	10
(5) 名簿の保管.....	10
(6) 名簿の適正な管理.....	11
2.2. 避難行動要支援者名簿の活用.....	12
(1) 名簿の使用目的.....	12
(2) 平常時における名簿の提供と活用.....	12
(3) 災害時における名簿の提供と活用.....	12
3. 個別避難計画の作成と活用	13
3.1. 個別避難計画の作成.....	13
(1) 個別避難計画作成の対象となる要支援者の範囲と優先度.....	14
(2) 個別避難計画作成の優先度.....	14
(3) 個別避難計画の作成方法.....	14
(4) 個別避難計画の記載事項.....	14
(5) 避難支援者の設定の考え方.....	14
(6) 個別避難計画の更新.....	14
(7) 個別避難計画の保管.....	14
(8) 個別避難計画の適正な管理.....	14
3.2. 個別避難計画の活用.....	15
(1) 平常時における個別避難計画の提供と活用.....	15
(2) 災害時における個別避難計画の提供と活用.....	15
4. 避難確保計画の作成と活用	16
4.1. 避難確保計画の作成.....	16

(1) 避難確保計画作成の対象要配慮者利用施設	16
(2) 避難確保計画作成のひな形	17
(3) 利用者の避難方針の考え方	17
(4) 計画の提出	17
4.2. 避難確保計画に基づいた避難訓練の実施	18
5. 災害時における避難支援	19
5.1. 避難支援の基本的な考え方	19
(1) 自助として区民ができること	19
(2) 共助として避難支援者・避難支援等関係者や地域住民ができること	19
(3) 公助として行政ができること	19
(4) 避難支援者・避難支援等関係者の責任の在り方	19
5.2. 避難行動要支援者への情報伝達	20
(1) 災害時の避難情報	20
(2) 避難行動要支援者への情報伝達における留意点	20
6. 避難所における避難支援	21
6.1. 水害に対応した避難所の設置	21
(1) 風水害時に開設される避難所	21
(2) 避難所で避難行動要支援者を受け入れる際の留意点	21
6.2. 福祉避難所等の設置	22
(1) 要配慮者の避難先	22
(2) 福祉避難所への避難方法	22
7. さらなる避難支援の取組み	23
(1) 個別避難計画に基づいた訓練の実施	23
(2) 避難支援行動を踏まえたマイ・タイムライン作成	23
8. 今後の課題	23
(1) 今後の課題	23
(2) 解決に向けた取組み	23

1. はじめに

1. 1. 計画の目的

平成 23 年の東日本大震災では、犠牲者の多くが高齢者や障害者等であった。一方で、消防職員・消防団員や民生委員などの支援者においても多数の犠牲が生じた。これらの教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が区市町村の義務となっている。

また、近年の令和元年台風第 19 号や令和 2 年 7 月豪雨においても、多くの高齢者や障害者が犠牲となったことを受けて、令和 3 年 5 月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画作成が区市町村の努力義務となっている。

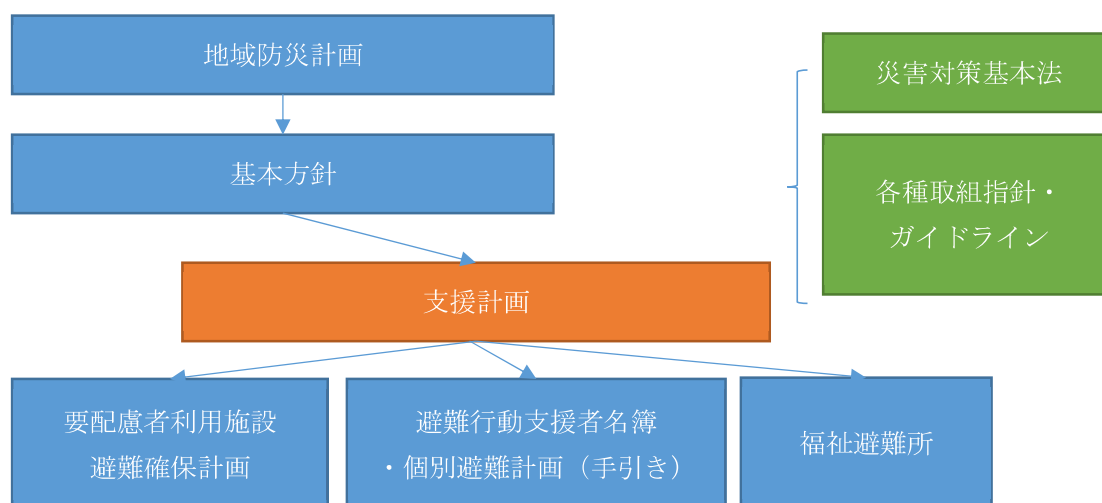
北区においては、避難行動要支援者名簿の整備をはじめ、近年全国で多発している水害被害を鑑み、「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」（令和 2 年 3 月）を策定した。これは、北区で起こりうる災害や避難行動時のルールについて区民と行政で共通認識を図るものである。また、北区住民を身体の特徴や状態により区分し、それぞれのグループごとの課題や避難行動及び行政の支援方法の方向性を定めている。

「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」（以下、基本方針）を踏まえ、本計画では、自力での避難が困難であり、避難時に何らかの課題がある住民に対して、必要となる支援等を整理し、住民全員が逃げ遅れない「誰ひとり取り残されない避難」を目指すことを目的とする。

1.2. 計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改訂、内閣府（防災担当））及び北区地域防災計画（平成30年3月改定）に基づき、避難行動要支援者に係る関係者や避難支援についての考え方を整理したものである。

また、災害時の避難支援をより実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成と併せて、避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（以下、個別避難計画）の作成を進める必要がある。



1.3. 北区の基本的な避難行動の在り方

近年、大型台風や集中豪雨による大規模な水害が日本全国で発生しており、大川である荒川が流れる北区内においても大規模水害と隣り合わせにある状況である。水害による被害を最小限にするためには、自分自身の避難行動計画を事前に作成しておくことや、水害に対する備えを普段から行うことが重要となる。区では、令和2年3月に「東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本指針」を策定し、荒川の氾濫などの大規模な水害に備えた避難行動のあり方を整理した。

荒川が氾濫した場合、区では約20万人もの人々が暮らす地域が浸水することが想定され、逃げ遅れると2週間以上浸水した地域で孤立する可能性がある。誰ひとり取り残されず避難するため、日頃から災害に関する知識を身に付け避難計画を作成することや、自宅に留まらずに遠くの浸水する危険性のない高台へ避難することなどをポイントとする避難の心得5か条を基本方針の中で掲げている。

「大規模水害時の避難行動の基本方針」 ～避難の心得五か条～

1. 自立して避難しましょう。
2. 災害を知りましょう。
3. 自宅にとどまらず、
できるだけ遠くの高台に逃げましょう。
4. 本当に必要な人のために、車避難は避けましょう。
5. 誰ひとり取り残されないようにするために、
周囲の人に手を差し伸べましょう、
差し伸べてもらえるようにしましょう。

北区からの宣言

北区は全庁をあげて支援を行います。

「避難の心得五か条」の概要は、下記の通りである。

基本方針1. 自立して避難しましょう。

- ①水害が起こりそうなときに自分自身がとるべき行動を整理した計画表を事前に作りましょう。計画表を作るときは、自分の家族や身近にいる頼れる人と一緒に考えることが大切です。
- ②自分の家族構成や家族の心身の状態、生活環境は自分がいちばんよく知っているはずで、自分や家族を安全に避難させるための、「自分自身の逃げ方」を考えましょう。また、ペットの避難についても考えておきましょう。
- ③いつ避難すべきかを判断するための情報を入手する手段を知りましょう。

基本方針2. 災害を知りましょう

- ①想定できる最大の災害を考えて避難行動を計画しましょう。
- ②荒川が氾濫する可能性が高まるのはどういったときなのか知りましょう。
- ③台風が発生・接近してから荒川が氾濫してしまうまでの間にどのような被害が起きそうなのか、どの地域に逃げれば安全なのかを把握しましょう。

基本方針3. 自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台へと逃げましょう。

- ①浸水のおそれのある低地にいる場合は、自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台へと避難してください。親族宅や知人宅など、自分で避難先を探す必要があります。
- ②マンションなどの上階への避難は危険です。高台へと移動する時間的な余裕がないとき以外は行わないようにしましょう。
- ③避難情報は、高齢者や要配慮者などの避難に時間がかかる区民を考慮して、早めに発令します。

基本方針4. 本当に必要な人のために、車避難は避けましょう。

- ①水害による避難者の中には、徒歩での移動が困難で、自動車がないと避難できない人がいます。自動車が本当に必要な人のために、健康な方は、できるかぎり徒歩での避難をお願いします。
- ②多くの区民が一斉に自動車避難すると、狭い道路や橋で交通渋滞が起こり、逃げ切れない人が出てくる可能性があります。
- ③高台まで避難できたとしても、駐車できるスペースには限りがあります。自動車を使用して避難する場合は、避難準備情報の発令よりも前に移動を開始し、できるだけ区外に避難してください。

基本方針 5. 誰ひとり取り残されないようにするために、周囲の人に手を差し伸べましょう、差し伸べてもらえるようにしましょう。

- ①浸水が想定される地域に、誰ひとり取り残されないようにするための第一歩として、まずは自力や家族の手助けだけでは避難することが難しい人がいることを知りましょう。
 - ②自力で避難することができる人は、自主的に広域へと避難しましょう。そのとき、周りに避難できずに困っている人がいないかを気遣い、可能な限り避難に協力しましょう。
- また、自力での避難が困難な人は、いざというときに助け合えるように、日頃から隣近所とのコミュニケーションを取っておきましょう。

1.4. 対象者の範囲

北区における高齢化比率（人口に対して 65 歳以上の高齢者の占める割合）は、令和 3 年 1 月時点の住民基本台帳によると、約 24.7%で東京 23 区の中でも 2 番目に高い数値となっており、今後も高齢化の進行は懸念される場所である。また、障害者（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている者）は、令和 3 年 2 月の福祉行政統計編（東京都福祉保健局）によると、約 5.7%で東京 23 区の中でも最も高い数値となっている。

北区では、高齢者や障害者を含む、発災前の備えや発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者を「要配慮者」と定義している。こうした「要配慮者」のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者を「避難行動要支援者」と定義している。具体的には区が定める要件により、「避難行動要支援者名簿」の登録対象となる者とする。

一方、平常時から避難行動要支援者の所在を把握し、発災時には声掛け等の避難支援を行う「避難支援者」とともに、地域が一体となって支援活動が行えるよう、自主防災組織等の「避難支援等関係者」と連携し、避難誘導や安否確認等の支援体制を強化していく必要がある。

(1) 避難行動要支援者の範囲

北区における避難行動要支援者は、「避難行動要支援者名簿」の登録対象となる者であり、登録の要件は「北区避難行動要支援者名簿の手引き」に下記の通り定めている。（地域防災計画より抜粋）

①区が指定する登録者

（以下の条件に該当する方は、自動的に登録されます。）

- (1) 要介護 3～5 の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳（1・2 級及び体幹の 3 級）の方
- (3) 愛の手帳（1・2 度）の方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

②下記のいずれかの条件に該当し、自力では避難ができず、支援が必要なため、名簿登録を希望される方（①に該当する方は除く）

- (1) 75 歳以上の単身世帯もしくは
75 歳以上の高齢者のみの世帯の方
- (2) 要介護もしくは要支援の認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (4) 愛の手帳をお持ちの方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (6) 難病医療費受給者など、上記に準ずる方

(2) 避難支援等関係者の範囲

北区地域防災計画では、避難支援等関係者について、下記の通り定めている。

- 所管警察署
- 所管消防署
- 民生委員・児童委員
- 自主防災組織（町会自治体）
- 高齢者あんしんセンター

(3) 避難支援者の範囲

発災時に、実際に避難行動要支援者への支援を行う「避難支援者」は、下記のような者が想定される。

支援者になりうる者の整理

2. 避難行動要支援者名簿の作成と活用

平成23年の東日本大震災を受け、平成25年の災害対策基本法改正において、災害発生時に地震の力では安全な場所に避難することが困難な方の名簿である避難行動要支援者名簿の作成を区市町村の義務とした。

北区では、平成29年度から「北区避難行動要支援者名簿」を作成し、災害に備えた地域づくりの一助として活用されるよう、避難支援関係者に名簿情報を提供している。

2.1. 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の特定から、名簿の作成や共有までの一連の流れは、下記の通りである。



(1) 名簿の種類

名簿には【平常時】の名簿と【災害時】の名簿の2種類が存在する。

- 【平常時】の名簿

避難行動要支援者の所在の確認や見守りなどに活用するため、名簿情報を避難支援等関係者へ提供することに同意した方だけが掲載された名簿。

平常時に、避難支援等関係者〔警察署、消防署、自主防災組織（町会・自治会）、民生・児童委員、高齢者あんしんセンター〕にお渡ししている名簿は、この名簿です。

- 【災害時】の名簿

名簿情報の提供に同意いただけない要支援者の方も含んだ名簿。

平常時は区が毎月更新し保管しており、災害発生時もしくは大規模な災害発生が懸念される際には、避難行動の支援や救助活動等のため、避難支援等関係者に提供することができるようになる。

(2) 名簿の登録要件

名簿の登録要件は、北区の避難行動要支援者の範囲と同義であり、以下の通りとなっている。

①区が指定する登録者

(以下の条件に該当する方は、自動的に登録されます。)

- (5) 要介護3～5の認定を受けている方
- (6) 身体障害者手帳（1・2級及び体幹の3級）の方
- (7) 愛の手帳（1・2度）の方
- (8) 精神障害者保健福祉手帳1級の方

※自動登録の更新作業は毎月実施している

②下記のいずれかの条件に該当し、自力では避難ができず、支援が必要なため、名簿登録を希望される方（①に該当する方は除く）

- (7) 75歳以上の単身世帯もしくは75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- (8) 要介護もしくは要支援の認定を受けている方
- (9) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (10) 愛の手帳をお持ちの方
- (11) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (12) 難病医療費受給者など、上記に準ずる方

社会的孤立者の把握、対応

(3) 名簿の記載事項

名簿には、次の事項を掲載する。

北区避難行動要支援者名簿
【登録者本人データ】

〇〇町会

【緊急連絡先】

3

区指定	氏名	〇〇 〇〇	(女)	住所	〇〇1丁目〇番地△号	氏名	〇〇 〇〇	登録者との関係	父	
No. 1	地域振興室	王子	民生委員	000	高齢者あんしんセンター	〇〇〇	付番	00000000		
	自主防	〇〇町会		生年月日	〇〇年〇〇月△△日	年齢	〇〇	FAX		
	身障手帳	〇	愛の手帳	-	精神手帳	-	電話(自宅)	〇〇-〇〇〇〇-△△△△	電話(携帯)	
	要介護・要支援	-	難病		75歳以上		電話番号(事業者番号)			
同意する	特記事項									
	福祉サービス事業者等									
区指定	氏名	〇〇 〇〇		住所	〇〇1丁目〇番地△号	氏名	〇〇 〇〇	登録者との関係	成年後見人	
No. 2	地域振興室	王子	民生委員							
	自主防	〇〇町会								
	身障手帳	〇	愛の手帳	〇	精神手帳	〇	電話(自宅)		登録者との関係	
	要介護・要支援	〇	難病		75歳以上		電話番号(事業者番号)			
同意する	特記事項	リクライニング式車いす使用(イ)								
	福祉サービス事業者等									

避難行動要支援者名簿活用の手引き（暫定版）より
適宜更新

【各項目の概要】

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 緊急連絡先
- ④ 各種個人情報及び対象内容

(4) 名簿の更新

避難行動要支援者の情報は、転入・転出・死亡等により、常に変化するものであるため、区は避難行動要支援者の把握に努める。

特に、名簿の登録要件の①（自動的に登録される者）に該当する者の更新は、毎月実施している。

登録要件②の更新に何か決まりがあれば記載

(5) 名簿の保管

平常時の名簿保管場所について記載

(6) 名簿の適正な管理

区は、避難行動要支援者の個人情報を適正に管理する必要がある。情報漏えい防止措置として、区の個人情報保護条例に基づき厳重に管理する。

また、避難支援等関係者が名簿を受領した際には、「受領書兼誓約書」を区へ提出することとしている。その際、前年度に配布した名簿は回収する。なお、原本を複製した名簿については、その管理と廃棄の徹底を求める。

(出典 地域防災計画)

ただし、運用上は、避難支援等関係者による複製を原則禁止しており、追加で名簿が必要な場合は、区に相談することとしている。町会・自治会関係者で共有する際には、必要最低限の情報を抜粋して共有すること、共有する際は情報を厳重に管理するように指導している。

2.2. 避難行動要支援者名簿の活用

(1) 名簿の使用目的

区関係課は、次の目的のために名簿を使用する。

- 名簿情報の外部提供に関する本人同意を得るための連絡
- 防災訓練の参加呼びかけなど防災に関する情報提供
- 災害発生時又は発生の恐れがある場合の情報伝達、避難支援
- 災害発生時の安否確認・救助等
- 避難行動要支援者の避難支援等を定める個別避難計画の策定

避難支援等関係者は、次の目的のために名簿を使用する。

- 平常時の名簿は、平常における見守り活動、避難経路の確認、防災訓練の実施、個別避難計画の策定等に使用
- 災害時の名簿は、災害発生時における安否確認、避難誘導等の避難支援に使用

(2) 平常時における名簿の提供と活用

災害発生時等において円滑かつ迅速な避難支援の実施に結びつくよう、平常時の名簿は、平常時から避難支援等関係者に提供されている。

平常時の名簿を提供されている避難支援等関係者は、下記の通りである。

- 警察署
- 消防署
- 自主防災組織（町会・自治会（希望する組織のみ））
- 民生委員・児童委員
- 高齢者あんしんセンター

平常時の名簿の具体的な活用について、今後検討して記載

(3) 災害時における名簿の提供と活用

災害時の名簿は、災害対策基本法の規定により、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難高層要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとき」に、避難支援等関係者に提供できるものである。

災害時の名簿の具体的な活用について、今後検討して記載
(提供のタイミング、提供方法、活用方法 など)

3. 個別避難計画の作成と活用

令和元年台風第 19 号等による災害を受け、中央防災会議のワーキンググループ等で、高齢者等の避難の在り方について議論が行われ、「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難の在り方について（最終とりまとめ）」（令和 2 年 12 月）が取りまとめられた。これにより、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の制度面における改善の方向性が示された。

これらを踏まえ、令和 3 年 5 月の災害対策基本法改正において、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成を区市町村の努力義務とした。

なるべく早期に個別避難計画の作成を進めるためには、地域のハザードの状況や、避難行動要支援者本人の心身の状況や必要な支援の程度により、避難行動要支援者の中における優先度を検討し、優先度が高い者から個別避難計画の作成を進める方針とする。

3.1. 個別避難計画の作成

個別避難計画作成の一連の流れは、下記の通りである。



(1) 個別避難計画作成の対象となる要支援者の範囲と優先度

避難行動要支援者の中で個別避難計画作成の対象となる者（絞る場合）

(2) 個別避難計画作成の優先度

地域において想定されるハザードの状況、要支援者地震の状況や必要な支援の程度から、どのように作成の優先度を設定するか

(3) 個別避難計画の作成方法

具体的な個別避難計画の作成方法（家族で作成、町会で協力して作成、高齢者あんしんセンターへの委託で作成 など）

(4) 個別避難計画の記載事項

水害も想定した個別避難計画ひな型を掲載

(5) 避難支援者の設定の考え方

個別避難計画に記載する実際の避難支援者の設定について、どのような方が候補となるのか、身の回りに避難支援者となりうるものがない場合の対応など

(6) 個別避難計画の更新

更新頻度や方法について

(7) 個別避難計画の保管

平常時の計画の保管場所について

(8) 個別避難計画の適正な管理

個人情報の取扱いの為、適正な管理方法について

3.2. 個別避難計画の活用

(1) 平常時における個別避難計画の提供と活用

平常時における個別避難計画の提供範囲
提供された個別避難計画の活用方法
(今後の取組として) 地域調整会議(仮)を設置し、個別避難計画を活用した具体的な避難支援について、平常時から情報共有などの実施

(2) 災害時における個別避難計画の提供と活用

災害時における個別避難計画の提供範囲
(提供のタイミング、提供方法、活用方法 など)

4. 避難確保計画の作成と活用

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨などにおける被害を受け、平成 29 年の水防法や土砂災害防災法（※）の改正において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び訓練等の実施が義務化された。

これに伴い、北区においては、平成 30 年度に対象施設に対して説明化を実施し、避難確保計画の作成を促進した。

4.1. 避難確保計画の作成

避難確保計画とは、浸水や土砂災害等のおそれがある場合における、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な、次の事項などを定めた計画である。

- 防災体制
- 避難誘導
- 施設の整備
- 防災教育及び訓練の実施
- そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

(1) 避難確保計画作成の対象要配慮者利用施設

北区における対象施設の種別は、下記の通りである。

- 老人福祉施設
- 有料老人ホーム
- 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- 身体障害者社会参加支援施設
- 障害者支援施設
- 障害福祉サービス事業の用に供する施設
- 保護施設
- 児童福祉施設
- 障害児通所
- 支援事業の用に供する施設
- 児童相談所
- 幼稚園
- 小学校
- 病院
- 診療所（有床のみ）

また、対象施設の指定条件としては、災害対策基本法では、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に施設名称及び所在地が定められている要配慮者利用施設と定義している。北区においては、荒川浸水想定区域内に立

地する要配慮者利用施設のみを指定している。

上記の施設種別及び指定条件より、北区の避難確保計画作成の対象として指定されている要配慮者利用施設は、232 施設である。（令和 3 年 3 月 31 日現在）

そのうち、避難確保計画を作成済みである施設は、170 施設で、対象施設の 73.3%となっている。（令和 3 年 3 月 31 日現在）

対象施設は、施設の新設や統廃合、ハザード情報の更新などにより変化するものであるため、区は定期的な把握に努める。

(2) 避難確保計画作成のひな形

避難確保計画のひな形や作成の手引きなどは、国土交通省が公表しているものを基本として、北区のホームページ上に掲載されており、誰でも活用可能である。

(3) 利用者の避難方針の考え方

北区の基本方針では、早めに高台へ水平避難することが推奨されている。しかし、移動困難な要配慮者等が入所している等、高台避難が難しい場合も想定される。そういった場合に、屋内に留まることも可能な条件（例）が内閣府で検討された。

国や都などの方針を踏まえて、北区の要配慮者利用施設の避難方針を記載

(4) 計画の提出

作成した避難確保計画は、「避難確保計画作成（変更）報告書」（ホームページに公表）を添えて、避難確保計画を北区防災課へ提出する。

【提出物】

- ・避難確保計画作成（変更）報告書
- ・避難確保計画 様式 1～5

※自衛水防組織を設置する場合、様式 6 及び別添・別表 1・別表 2 も合わせて提出の必要あり。なお、自衛水防組織の設置は、努力義務。

※様式 7 以降は提出不要のため、各施設において適切に管理すること。

【提出先】

北区 危機管理室 防災課

メール：kfhinan@city.kita.lg.jp

※メールで提出する場合は、PDF 形式でご提出ください。

郵 送：〒114-8508 （住所不要） 防災課 宛

窓 口：北区役所 第一庁舎 2 階 13・14 番窓口

4.2. 避難確保計画に基づいた避難訓練の実施

作成した避難確保計画の実効性を高めるため、計画に基づいた避難訓練の実施が義務となっている。

避難訓練実施のスキームや、訓練の事例紹介など
訓練実施や計画の見直し実施による PDCA サイクルの構築

5. 災害時における避難支援

5.1. 避難支援の基本的な考え方

避難行動要支援者は様々な要因により、災害発生時に必要な情報を把握し、適切な避難行動を取ることが難しいため、周囲からの避難支援を必要とする。

しかし、大規模な水害等が発生した場合、多くの避難行動要支援者に対して、区職員が平等に支援を行うことは困難となる可能性がある。そのため、避難行動要支援者自信や家族による「自助」、個別避難計画に記載した避難支援者や、避難支援等関係者、地域住民などによる「共助」がとても重要となる。

区は、避難支援者・避難支援等関係者に対して、可能な範囲で避難行動要支援者の情報を提供し、平常時の声掛けから、災害時の安否確認や避難支援の実施まで、日頃から普及啓発を行くことで、地域の支援体制構築を促進する。

(1) 自助として区民ができること

平常時に準備できることも含め、自助の取組を記載

(2) 共助として避難支援者・避難支援等関係者や地域住民ができること

避難支援者の役割を記載

(3) 公助として行政ができること

区の役割を記載

(4) 避難支援者・避難支援等関係者の責任の在り方

支援者においても自信の安全が第一であり、災害の状況に応じて可能な範囲内の避難支援をお願いするものであり、義務や責任を伴うものではない旨を記載

5.2. 避難行動要支援者への情報伝達

(1) 災害時の避難情報

警戒レベル・住民の取るべき行動・区が発信する避難情報の説明

(2) 避難行動要支援者への情報伝達における留意点

視覚障害・聴覚障害・社会的孤立者・・・などへ避難情報を伝達することに関する留意点などを記載か

6. 避難所における避難支援

6.1. 水害に対応した避難所の設置

(1) 風水害時に開設される避難所

北区地域防災計画（平成 30 年）の風水害編では、風水害に備えて、3 種の避難所を想定し、また水害の種別別に避難所の指定をしている。

分類	位置づけ	該当施設	運営	局所的大雨・集中豪雨 → 石神井川氾濫 → 土砂災害	大型台風・停滞前線 → 荒川氾濫 → 土砂災害
避難所の早期開設 (自主避難施設)	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等が発令されるまでの間に、避難に時間を要する者や自主的に避難を行おうとする区民等を受入れる施設	北区立小・中学校等	<ul style="list-style-type: none"> 区職員及び施設管理者 町会、自治会（自主防災組織） 	① 北区洪水ハザードマップや土砂災害警戒区域等を踏まえ、施設を指定する。 ② 危険が去っても、自宅等が浸水等で生活できない場合には避難所に移動す	高台に位置する北区立小・中学校等を指定する。
避難所	避難勧告等の発令による避難者を受け入れ、災害後、浸水などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所	北区立小・中学校等	理運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> 施設管理者及び区職員（指定参集職員など） 	洪水ハザードマップを踏まえ、浸水の影響を受けない学校、もしくは浸水の影響を受けない上層階を有する学校とする。	高台の小・中学校を避難所とする。
垂直避難施設	切迫した水害の危険から逃れるため、一時的に緊急避難する施設	区営住宅、都営住宅、UR賃貸住宅、公社賃貸住宅等*	—	災害に対する安全な構造であり、安全な区域に位置する、もしくは北区洪水ハザードマップを踏まえ、想定浸水以上の階を有し、避難が可能な施設とする。	

※ 今後も新たな施設の確保に向け、協定締結を進める。また、区内低地部に新たに建設予定の施設に対し、垂直避難施設としての施設開放を要望し、協定・覚書等の締結を働きかける。

(2) 避難所で避難行動要支援者を受け入れる際の留意点

一般の小中学校などの避難所で、避難行動要支援者を受け入れる際の対応方針、留意点など

6.2. 福祉避難所等の設置

(1) 要配慮者の避難先

北区地域防災計画においては、要配慮者の避難先として、次の施設を指定している。

① 福祉避難室

小・中学校等の避難所等内の教室等を利用して、要配慮者に配慮した専用の避難スペースを設置する。

→総数：57 箇所

大規模水害の恐れ時に設置可能：22 箇所

② 福祉避難所（通所型）

特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、日頃から各施設に通所している障害者や障害児を対象とする。

→総数：13 箇所

大規模水害の恐れ時に設置可能：4 箇所

③ 福祉避難所（介護型）

特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、専門的なケアを要する介護度が高い者を対象とする。

→総数：16 箇所

大規模水害の恐れ時に設置可能：7 箇所

④ 福祉避難所（補完型）

②③に該当しないその他の要配慮者を対象とする。

→総数：26 箇所

大規模水害の恐れ時に設置可能：11 箇所

(2) 福祉避難所への避難方法

一般の避難所に避難後、スクリーニングを実施し（誰がどのような基準で実施するのか）、福祉避難所等に移動を想定している。
一部の通所型福祉避難所については、通所者の直接避難も検討している。

7. さらなる避難支援の取組み

これまで紹介してきた、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施などは、災害対策基本法や水防法といった法律で規定されるものである。しかし、法律で定められていないものの、避難支援の実効性向上のために北区として推進していきたいと考える取組を紹介する。

(1) 個別避難計画に基づいた訓練の実施

避難行動要支援者・避難支援者・避難等支援関係者・地域住民・行政などが参加して実施する避難訓練の枠組み提案

(2) 避難支援行動を踏まえたマイ・タイムライン作成

自分と家族の行動だけでなく、避難支援者として地域の避難行動要支援者に実施する避難支援行動も組み込んだマイ・タイムライン作成の考え方など、枠組みの提案

8. 今後の課題

(1) 今後の課題

現状の計画で対応できない部分を明確化する。

(2) 解決に向けた取組み

課題の解決にむけた取組方針・方向性を検討し、区及び各主体が実施する具体的な行動計画を記載する。

		令和3年度										
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
検討事項	◆1. 基礎調査・現状分析業務・課題の整理	→										
	◆2. 支援計画の策定	→										
	●計画作成方針の検討	→			●計画たたき案(骨子)作成			●計画素案・様式作成				
	②北区の基本的な避難行動の在り方	→										
	⑥避難確保計画の作成と活用	→										
	③避難行動要支援者と避難支援等関係者の範囲	→										
	④避難行動要支援者名簿の作成と活用	→										
	⑤個別避難計画の作成と活用	→										
	⑦災害時における避難支援	→										
	◆3. 区民意識調査の実施・分析	→										
	●調査内容の企画及び提案	→			●ヒアリング実施			●アンケート実施			●集計・分析	
検討委員会	■第1回(8月24日(火)18:00~19:30)											
	(1)支援計画策定の作成方針(1)											
	(2)支援計画の構成案(2)											
	(3)区民意識調査の実施方針(3)											
	(4)避難確保計画の作成と活用(2.⑥)											
	■第2回(11月上旬)											
	(1)支援計画たたき案の確認(2)											
	(2)避難行動要支援者と避難支援等関係者の範囲(2.③)											
	(3)避難行動要支援者名簿と個別避難計画の考え方(2.④、⑤)											
	(4)避難確保計画の作成と活用(2.⑥)											
	(5)避難支援等関係者の役割の考え方(2.⑦)											
	(6)区民意識調査の具体的な内容(3)											
	次回協議											
	書面等により協議											
	■第3回(2月中旬)											
	(1)区民意識調査の結果(3)											
	(2)避難行動要支援者と避難支援等関係者の範囲(2.③)											
	(3)避難支援等関係者の役割(2.⑦)											
	(4)避難行動要支援者名簿・個別避難計画の在り方(2.④、⑤)											
	(5)自助・共助・公助それぞれの避難支援の在り方(2.⑦)											
ヒアリング会 専門部会	□第1回(10月上旬~11月下旬)											
	その1:セグメントごとの支援者及び要支援者への個別ヒアリング											
	その2:主に要支援者の入居施設の管理者と対象としたヒアリング											
	その3:主に行政関係部署職員による検討会											
	・「避難行動要支援者と避難支援等関係者の範囲(案)」の整理(2.③)											
	・「避難行動要支援者名簿の作成と活用」(2.④)											
	11月下旬までに実施											
	□第2回(3月中旬)											
	(1)北区の地域特性を踏まえた避難行動の在り方(2.②)											
	(2)避難行動要支援者名簿の登録普及や活用(2.④)											
	(3)個別避難計画の作成方針(2.⑤)											
	(4)支援者と要支援者の支援関係構築(2.④、⑤、⑦)											

今後のスケジュール(案)

	令和4年度																			
	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月	
検計事項	◆2. 支援計画の策定																			
	●計画素案・様式作成			●計画案作成																
	②北区の基本的な避難行動の在り方																			
	④避難行動要支援者名簿の作成と活用																			
	⑤個別避難計画の作成と活用																			
	⑦災害時における避難支援																			
	⑧避難所における避難支援																			
⑨さらなる避難支援の取組																				
◆パブリックコメントの実施																				
●資料準備			●実施期間			●意見の整理・反映			最終確認			成果品の提出								
検計委員会	<p>■第4回(4月下旬)</p> <p>(1)支援計画素案の確認(2)</p> <p>(2)北区の地域特性を踏まえた避難行動の在り方(2. ②)</p> <p>(3)個別避難計画の作成方針(2. ⑤)</p> <p>(4)支援者と要支援者の支援関係構築(2. ④、⑤、⑦)</p> <p>(5)自助・共助・公助それぞれの避難支援の在り方(2. ⑦)</p> <p>(6)避難行動支援に係る取組の今後の進め方(2. ⑤)</p> <p>(7)要支援者を含めた避難訓練(2. ⑨)</p>																			
	<p>■第5回(6月下旬)</p> <p>(1)これまでの検討経過の振り返り</p> <p>(2)支援計画案の確認、意見聴取(2)</p> <p>(3)北区の地域特性を踏まえた避難行動の在り方(2. ②)</p>																			
ヒアリング会 専門部会	<p>□第3回(5月下旬)</p> <p>(1)北区の地域特性を踏まえた避難行動の在り方(2. ②)</p> <p>(2)支援者と要支援者の支援関係構築(2. ④、⑤、⑦)</p> <p>(3)要支援者を含めた避難訓練(2. ⑨)</p> <p>(4)福祉避難所の在り方(2. ⑧)</p>																			

ヒアリングシート
 <議題Ⅱ：個別アンケートについて>

1) 避難行動要支援者について

ア：現状の対象者（名簿掲載者）における、避難行動時の問題点（該当所管のみ）。

健康 福祉課	<p>名簿の登録者の身体状況の詳細について把握していないため、真にひとりで避難できないのかどうか分からない。・災害時の名簿の取扱いについて避難支援者に周知されていないため、災害時の名簿登録者の避難支援が問題。</p>
高齢 福祉課	<p>高齢者あんしんセンターで個別計画を作成しているものの、計画書は健康福祉課に提出し、名簿掲載者にも高齢者あんしんセンターにもコピーを残さないことになっているため、避難に関する情報共有ができない。また発災時、いつ、だれに、どのように個別計画を開示するのか、活用の仕方がわからない。</p> <p>高齢者あんしんセンターでは要支援認定のある人のケアプランを担当しており、ケアプラン利用者の避難支援、安否確認等が優先になる。</p>
障害 福祉課	<p>身体障害者で外出の際に介助が必要な人が、介助者が手配できない、又は歩行困難者全般に言えるが、タクシー等の移動手段の確保、障害状況に応じた個別のかつ随時の対応が難しい。エレベーターが止まると自力で避難ができない方がいる。</p> <p>人工呼吸器使用者は、機器が多く、持参しての避難が難しい。移動の支援に手がかかる。</p> <p>知的障害者、視覚障害者、聴覚障害者がどう情報を入手するか。</p> <p>知的障害者は、状況判断が難しい。</p> <p>知的障害者、精神障害者、発達障害者などはパニックを起こす恐れがある。</p>
センター 障害者福祉	<p>回答なし</p>
地域 振興課	

イ：現状の名簿要件対象となっていないが、他に支援を必要とする者はいるか。

健康福祉課	DV等の理由により住登外。北区に居住し障害者手帳を所持している方（1件相談あり）。
高齢福祉課	避難の呼びかけを必要とする人は多く存在するのではないか。（難聴、認知症、要介護認定を受けていなくても身体的に移動が困難・時間がかかる人、など）
障害福祉課	・ アに同じ（名簿登載者以外）
センター 障害者福祉	回答なし
地域振興課	

ウ：所管事業で思いつく社会的孤立者はいるか。

※社会的孤立者とは、自力での避難ができない者であるが、地域や行政と接点がないため避難行動要支援者名簿に記載されていない者。

健康福祉課	経済的理由で介護保険の認定を受けていない高齢者
高齢福祉課	介護認定を受けていないが、介護を必要とする人
障害福祉課	身体・知的・精神障害者でひきこもり状態にある方
障害者福祉センター	回答なし
地域振興課	

エ：個別避難計画を作成する際、優先順位が高いと考える者（移動手段がない者）。

健康福祉課	要介護度の高い人（寝たきり全介助）、在宅酸素など医療機器を使用している人
高齢福祉課	要介護5 障害支援区分6 自宅が浸水 避難支援をする人がいない 自力歩行が困難 医療的ケアが必要
障害福祉課	人工呼吸器使用者 自力歩行や素早い避難行動が困難な（重度の）肢体不自由者 単身の障害者のうち、介護者がいないと自力での避難が難しい方 エレベーターが使えない場合（停電時）の肢体不自由者
障害者福祉センター	回答なし
地域振興課	

オ：個別避難計画を作成する際、優先順位が高いと考える者（その他の理由）。

健康福祉課	回答なし
高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単身世帯、日中独居の要介護者
障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工呼吸器使用者・・・電源等確保 ・ 身体障害者（特に下肢障害の方、視覚障害者、聴覚障害者）・・・情報確保
障害者福祉センター	<p>最も推奨する避難先が確保できる者を除き、以下の者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2階以下の住宅に居住している独身の障害者（支援区分が高い順） 2. 2階以下の住宅に居住している障害者で家族が高齢の者（支援区分が高い順） 3. 2階以下の住宅に居住している障害者で家族がいる者（支援区分が高い順）
地域振興課	

2) 支援等関係者について

カ：現状の支援者のできること（該当所管のみ）。

現状の支援者＝町会・自治会（自主防災組織）、民生児童委員、高齢者あんしんセンター

（例）呼びかけ、移動支援、専門的知識の提供 等

健康福祉課	<p>（民生児童委員）</p> <p>①平常時 声かけによる関係づくり</p> <p>②災害時 災害時 地震の場合はご自分の状況により、動ける場合は安否確認。情報提供。 大雨の場合は早めに水害情報をデータ放送やメルマガで確認し、出来る範囲で伝える等 避難所が長期間にわたる場合に避難所内での傾聴ボランティアや子どもたちの遊び相手、配付物の手伝い等の軽作業。</p>
高齢福祉課	<p>ケアプランを作成している要支援1～2の利用者についての避難呼びかけ（電話、訪問） 総合相談等で把握している高齢者のうち必要な人への避難呼びかけ（電話、訪問） 上記の中で実際に避難の手伝いが必要な人への支援（ただし、高齢者あんしんセンターも職員は5～6名しかいないため、優先順位をつけて数名に対応することを想定）</p>
障害福祉課	回答なし
障害者福祉センター	回答なし
地域振興課	

キ：現状の支援者の支援時の課題について（該当所管のみ）。

（例）他の団体との連携がない、移動支援など重度の方の支援ができない

健康福祉課	町会自治会との連携がない。 支援者の高齢化により、支援を要する方を避難させるには体力、移動手段がない。
高齢福祉課	あんしんセンター独自では車両をもっていないため、移動支援の手段がない。
障害福祉課	回答なし
障害者福祉センター	回答なし
地域振興課	

ク：新たな支援者として期待できる者。

例) 同居家族、近くに住む親戚、ご近所の方、ケアマネージャー（検討委員会委員）、訪問看護（検討委員会委員）、NPO 法人（検討委員会委員）、ボランティア等

健康福祉課	<p>福祉事業者（ケアマネージャー） 訪問看護事業者 福祉タクシー事業者 民間救急事業者</p> <p>様々なボランティア団体の方々。北区 NPO ボランティアぷらざ登録活動紹介冊子には、「災害時に出来る支援」を掲載している（コミュニティラジオの団体は「音声による情報発信のサポート」、アロマやハンドタッチの団体は「避難所でのストレス回避のための手浴」など）</p> <p>いずれも、災害後、一定程度経過してからの支援しか望めないと思われる。</p>
高齢福祉課	<p>デイサービス事業所：車両を所持している事業所が多い。利用者であれば身体状況を把握できている場合が多い。</p> <p>福祉用具事業所：車両を所持している事業所が多い。利用者であれば身体状況を把握できている場合が多い。ただ具体的な身体介助は難しいかもしれない。</p> <p>大学、専門学校や民間企業に協力いただくことはできないでしょうか。難しいとは思いますが…。</p>
障害福祉課	回答なし
障害者福祉センター	回答なし
地域振興課	

ケ：新たな支援者として期待できる者の支援時の課題について。

健康福祉課	どのような支援についても金銭的な助成が必要となる。
高齢福祉課	<p>個別計画の作成を高齢者あんしんセンター、ケアマネジャーが行う場合、対象者宅に訪問・聴き取り・計画書の作成などに1件2～3時間かかります。個別計画作成料を支払える仕組みが必要です。</p> <p>※現在、新規ケアプラン作成の報酬は以下のとおりです。 要支援1・2＝1件約8,400円 要介護1・2（1人あたり受け持ち40件未満）＝1件約15,700円 要介護3・4・5（1人あたり受け持ち40件未満）＝1件19,400円</p> <p>もし高齢者あんしんセンターが町会・自治会、民生委員とともに名簿の活用を主体的に行っていくとしたら、現在の人員では対応できないので、追加人員配置の予算が必要です。</p>
障害福祉課	回答なし
障害者福祉センター	回答なし
地域振興課	

3) その他自由意見

健康福祉課	<p>要支援者と適切な支援者のマッチングについて、家族等では避難行動支援が困難な方については共助・公助の対象とするとあるが、共助を担うのは誰なのか。</p> <p>個別避難計画の作成手順について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 手順 1 の優先作成対象者は平常時の名簿となっているが、災害時の登録者を含めなくていいか。 ➤ 手順 2 の訪問をして基礎調査を行うとなっているが、訪問による調査では時間がかかるとともに、優先度の判断を高齢者あんしんセンターもしくはケアマネージャーに負わせるのは負担感が大きい。また、障害分野について、65歳以上は介護のケアマネージャーが調査を行うことを想定しているが、障害者のケアプランを作成していない。障害分野のケアプラン事業者にも同じように調査依頼をするための説明等周知に時間が必要。足立区のように郵送で個別避難計画作成の目的を周知しつつ作成に関する申告を名簿登録者から受け、優先区分を区が判断するほうが早い段階で絞り込めるのではないか。 ➤ 優先区分は庁内のプロジェクトチームなどで検討し、北区として決定したうえで、個別避難計画の作成に着手する必要がある。 ➤ 手順 3 の特別な医療的ケアが必要となる場合、福祉避難所では設備等の関係で適切ではないと思われるときには病院を想定する必要がある。 ➤ 手順 4 の高齢者あんしんセンター及び民生委員への過大な役割分担は難しいと思われる。
高齢福祉課	回答なし
障害福祉課	<p>要支援者名簿に掲載希望者への周知が不足している。</p> <p>障害の特性により環境変化への順応が難しい方や、避難所に十分な設備がなくて、避難を希望しない方もいるかもしれません。</p>
障害者福祉センター	<p>支援対象者の網かけについてはコメントはありません。</p> <p>すでに障害者福祉センターに避難予定の通所者は決まっていますが、トリアージをして選別をしようと思っています。</p> <p>全員が希望しても避難スペースの確保は取れると思いますが、全員分の床シートや毛布、仕切り板が不足することが予想されます。職員数も足りません。</p>

	<p>また、最低限3日分の食糧持参を周知していく予定ですが、持参しない者やなくなってしまった人の分までの備蓄はなく、調理方法等（刻みなど）も複雑なため自主調理は不可能です。今後は各施設に名簿作成を依頼し、避難者のタイムラインや移送方法の検討になるかと思いません。</p> <p>本題に沿えない意見で申し訳ありません。</p> <p>（障害者福祉センター長意見）</p> <p>大多数の区民は、大規模水害発生時の避難と大規模地震発生時の避難を同様に考えており、避難行動の違いを明確に説明、周知していく必要がある。そのことについては、職員も同様に認識していない職員が多く見受けられる。</p> <p>然に、資料2で示されている「①想定される災害、②想定される災害」の違いなども、区民も職員も分かるはずがない。</p> <p>A 大規模水害発生時の避難と大規模地震発生時の避難の違い、「①想定される災害、②想定される災害」の違いを十分説明していく必要がある。</p> <p>B 多くの区民は、高台避難所に来れば衣食住が充実されており、快適な避難生活が送れると誤解しており、そのことも十分説明していく必要がある。</p> <p>C それぞれの高台避難所の避難者定数を区民に明確に示し、資料2に示す「最も推奨する避難先」をできる限り活用するように多くの区民を誘導していく必要がある。</p> <p>上記ABCについて、行動支援計画の中で明確に示すこと、区民向けにわかりやすいパンフレットなどの作成を求める。</p>
地域振興課	<p>「個別避難計画」今後の在り方イメージ図の情報共有の協議体で「地区円卓会議」の名称は、まだ使用しないでほしい。スキームが固まっていく過程で運用等協議が進んでから、外向けにだしてほしい。地域によっては負担感を感じることもあるので調整が大事となる。</p>

以上

北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る
第2回検討委員会 出席者一覧

区分	No.	氏名	所属・役職	参加形式	備考
学識経験者	1	加藤 孝明	東京大学生産技術研究所教授	対面	
	2	早坂 聡久	東洋大学ライフデザイン学部准教授	対面	
	3	浅野 幸子	減災と男女共同参画研修推進センター代表 早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員	対面	
庁外関係者	4	石倉 健一	北区町会自治会連合会 (堀船町会自治会連合会会長)	対面	地域(支援等関係者)
	5	田中 義正	北区民生委員児童委員協議会会長	対面	地域(支援等関係者)
	6	堀 雅洋	地域包括支援センター (みずべの苑高齢者あんしんセンター)	対面	高齢者(支援等関係者)
	7	大場 栄作	北区ケアマネジャーの会 (地域ケアセンターわかば 所長)	対面	高齢者(支援等関係者)
	8	井上 良子	NPO法人ピアネット北理事長	対面	障害者(支援等関係者)
	9	中村 猛	NPO法人北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	対面	障害者(支援等関係者)
	10	安楽 順子	北区訪問看護ステーション連絡協議会副会長 (医師会訪問看護ステーション所長)	対面	保健医療(支援等関係者)
行政	11	小宮山 庄一	危機管理室長	対面	防災
	12	飯窪 英一	健康福祉部健康福祉課長	対面	避難行動要支援者
	13	岩田 直子	健康福祉部高齢福祉課長	対面	高齢者
	14	田名邊 要策	健康福祉部障害福祉課長	対面	障害者